

人 事 委 員 会 年 報

令 和 6 年 度

滋 賀 県 人 事 委 員 会

目 次

第1 組織および運営

1	人事委員会	1
(1)	委員	1
(2)	委員会の会議	1
2	事務局	7
(1)	職員定数および現員	7
(2)	組織	7
(3)	事務分掌	7
(4)	令和6年度予算	8
3	人事委員会規則等の制定・改廃	9
(1)	規則	9
(2)	訓令	11
4	条例案に対する意見	12
5	諸会議等	14

第2 任用関係事務

1	競争試験	16
(1)	試験の日程	16
(2)	試験区分および採用予定人員	17
(3)	受験資格および試験方法	18
(4)	試験の実施状況	22
2	障害者を対象とした職員採用試験	26
(1)	試験の日程	26
(2)	受験資格および試験方法	26
(3)	試験の実施状況	26
3	採用選考	27
4	昇任選考	28

第3 給与関係事務

1	給与に関する報告、勧告等	29
(1)	職員給与等実態調査	29
(2)	職種別民間給与実態調査	39
(3)	大津市における費目別、世帯人員別標準生計費	43
(4)	職員の給与等に関する報告および勧告	44
2	給与改定の概要	55
(1)	改定の内容	55
(2)	実施時期	55
3	給与に関する承認	55

第4	勤務時間その他の勤務条件等	
1	職員の週休日および勤務時間の割振り等の特例	56
第5	懲戒処分関係	
1	懲戒処分の状況	57
第6	公平審査関係事務	
1	勤務条件に関する措置の要求	58
2	不利益処分に関する審査請求	58
3	職員からの苦情相談	58
4	職員団体の登録	59
5	管理職員等の範囲の指定	60
	(1) 本 庁	60
	(2) 出先機関	61
6	公平審査事務の受託	62
第7	労働基準監督機関の職権行使	
1	適用事業所と労働基準監督機関	63
2	職権行使の状況	64
	(1) 事業所調査	64
	(2) 時間外・休日労働に関する協定(36協定)の実態調査	64
	(3) ボイラーおよび第一種圧力容器の検査および設置状況	64

第1 組織および運営

1 人事委員会

(1) 委 員

職 名	氏 名	任 期	摘 要
委 員 長	尾 賀 康 裕	(一期目) 令4.4.1 ～ 令4.8.3 (二期目) 令4.8.4 ～ 令8.8.3	(現) (株)尾賀亀取締役会長 (現) 滋賀経済同友会特別幹事 令7.1.24 委員長就任
委 員	曾 根 寛	(一期目) 平30.12.22 ～ 令3.7.28 (二期目) 令3.7.29 ～ 令7.7.28	(現) 弁護士 令7.1.24 委員長職務代理者就任
委 員	池 田 美 幸	(一期目) 令元.12.26 ～ 令5.12.25 (二期目) 令5.12.26 ～ 令9.12.25	(元) 滋賀県理事 (女性活躍担当)

(2) 委員会の会議

開 催 期 日	議 題
令和6年 4月23日	<審議事項> 1 令和6年度滋賀県職員採用試験実施計画案等について (1) 令和6年度滋賀県職員採用試験実施計画案 (2) 令和6年度滋賀県職員採用上級試験 (大学卒業程度) 公告案 (3) 令和6年度就職氷河期世代を対象とした職員採用試験公告案 2 職員の採用選考について <協議事項> 1 人事委員会事務局の組織目標について (1) 令和5年度組織目標の達成状況 (案) (2) 令和6年度組織目標 (案) について 2 令和6年度行事予定について

開催期日	議 題
(4月23日)	<報告事項> 1 令和6年職種別民間給与実態調査について 2 懲戒処分について 3 令和5年度各種採用試験実施結果について 4 令和5年度職員からの苦情相談処理報告について
5月23日	<審議事項> 1 人事委員会規則の一部改正案について (1) 滋賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則 2 令和6年度第2回滋賀県警察官（A）および警察官（B）採用第1次試験の会場変更について 3 審査請求について <報告事項> 1 上級試験の申込み状況について
6月11日	<審議事項> 1 採用候補者名簿の確定について (1) 滋賀県職員採用上級試験（大学卒業程度）―先行実施枠（総合土木）― <報告事項> 1 職員の懲戒処分について 2 上級試験の申込み状況について 3 採用候補者名簿の失効について (1) 令和5年度滋賀県職員採用候補者名簿（上級―先行実施枠（総合土木）―）
6月24日	<審議事項> 1 令和6年度滋賀県職員採用初級試験（高校卒業程度）公告案 2 令和6年度滋賀県市町立小・中学校事務職員採用試験（高校卒業程度）公告案 3 令和6年度滋賀県職員採用上級試験（大学卒業程度）（経験者採用）公告案 4 職員の採用選考について 5 審査請求（令和4年（審）第1号事案）に係る再審請求について <報告事項> 1 上級試験の受験状況について
7月11日	<協議事項> 1 総合環境職創設に伴う採用試験の実施について
7月29日	<審議事項> 1 採用候補者名簿の確定について (1) 令和6年度滋賀県警察官採用候補者名簿（男性A・女性A） <報告事項> 1 採用候補者名簿の失効について (1) 令和5年度滋賀県警察官採用候補者名簿（男性A・女性A）
8月9日	<審議事項> 1 採用候補者名簿の確定について (1) 令和6年度滋賀県職員採用候補者名簿 2 競争試験区分の新設について 3 措置要求（令和5年第2号事案）の判定について

開催期日	議 題
(8月9日)	<協議事項> 1 上級試験（行政職）の見直しの方向性について 2 上級試験（建築・電気・機械職）の受験資格の見直しについて <報告事項> 1 人事院勧告・報告の内容について 2 「パートナーシップ宣誓制度」の導入に関連した制度の取扱いについて 3 採用候補者名簿の失効について (1) 令和5年度滋賀県職員採用候補者名簿（上級） 4 懲戒処分について
9月12日	<審議事項> 1 審査請求の却下について <協議事項> 1 「職員の給与等に関する報告および勧告」について <報告事項> 1 採用試験の申込状況および実施状況について (1) 滋賀県職員採用初級試験・滋賀県市町立小中学校事務採用試験の申込状況 (2) 就職氷河期を対象とした滋賀県職員採用試験の実施状況について (3) 障害者を対象とした滋賀県職員採用試験の申込状況
9月20日	<協議事項> 1 「職員の給与等に関する報告および勧告」について <報告事項> 1 懲戒処分について
9月26日	<協議事項> 1 「職員の給与等に関する報告および勧告」について
10月8日	<審議事項> 1 「職員の給与等に関する報告および勧告」について 2 職員採用試験（大学卒業程度・行政職）の追加実施および建築・電気・機械職の受験資格見直しについて <報告事項> 1 採用試験の実施状況について
10月17日	<審議事項> 1 「職員の給与等に関する報告および勧告」について
10月28日	<審議事項> 1 職員の採用選考について
10月31日	<審議事項> 1 採用候補者名簿の確定について (1) 令和6年度滋賀県職員採用候補者名簿（初級） (2) 令和6年度滋賀県市町立小・中学校事務職員採用候補者名簿

開催期日	議題
(10月31日)	(3) 令和6年度就職氷河期世代を対象とした滋賀県職員採用候補者名簿 2 令和6年度滋賀県職員採用上級試験（特別募集）の実施について (1) 令和6年度滋賀県職員採用上級試験（特別募集）実施案 (2) 令和6年度滋賀県職員採用上級試験（特別募集（行政、社会福祉、化学、農業、林業、建築、電気（電気工学）、機械、総合土木）公告案 (3) 令和6年度滋賀県職員採用上級試験（特別募集（行政、社会福祉、化学、農業、林業、建築、電気（電気工学）、機械、総合土木）評定基準案 3 令和6年度滋賀県任期付職員採用試験（一般事務）公告案について 4 任期付職員の募集方法の拡充および短時間勤務職の新設について <協議事項> 1 令和7年度上級試験（先行実施枠）のスケジュールについて <報告事項> 1 採用候補者名簿の失効について (1) 令和5年度滋賀県職員採用候補者名簿（初級） (2) 令和5年度滋賀県市町立小・中学校事務職員採用候補者名簿 (3) 令和5年度滋賀県職員採用候補者名簿（就職氷河期世代対象） (4) 令和5年度滋賀県職員採用候補者名簿（就職氷河期世代対象（総合土木）） 2 職員の懲戒処分について 3 令和7年度人事委員会事務局当初予算見積額の概要について
11月15日	<報告事項> 1 採用候補者名簿の失効について (令和5年度滋賀県警察官採用候補者名簿（男性A－2、女性A－2、男性B、女性B）） 2 令和6年度職員からの苦情相談処理報告（令和6年11月14日時点）について
12月2日	<審議事項> 1 条例案に対する意見について 2 令和6年度滋賀県警察官採用候補者名簿の確定について (男性A－2、女性A－2、男性B・女性B) <協議事項> 1 採用試験の名称の変更について <報告事項> 1 障害者を対象とした滋賀県職員等採用試験の実施結果について 2 滋賀県職員採用試験上級試験（経験者採用）の実施状況について
12月4日	<審議事項> 1 条例案に対する意見について
12月13日	<審議事項> 1 滋賀県警察官等採用試験に係る評定基準の一部改正について 2 職員団体の登録について <報告事項> 1 令和6年度近畿人事委員会協議会委員長・事務局会議の概要について
12月23日	<審議事項> 1 人事委員会規則の一部改正案について (1) 職員等の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則 (2) 職員等の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則 (3) 職員等の期末手当および勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則 2 措置要求の判定について

開催期日	議 題
(12月23日)	<協議事項> 1 病院事業庁職員の採用選考について
令和7年 1月9日	<審議事項> 1 採用候補者名簿の確定について (1) 滋賀県職員採用上級試験（経験者採用）採用候補者名簿 <報告事項> 1 採用候補者名簿の失効について (1) 令和5年度滋賀県職員採用候補者名簿（経験者採用） 2 懲戒処分について
1月24日	<審議事項> 1 委員長選挙等について（委員長選挙、委員長職務代理者指定） 2 滋賀県職員等採用試験に係る評定基準等の一部改正等について (1) 滋賀県職員等採用試験に係る評定基準の一部改正について (2) 滋賀県職員採用上級試験（経験者採用）に係る評定基準の一部改正について (3) 滋賀県職員採用上級試験先行実施枠（総合土木）に係る評定基準の一部改正について (4) 滋賀県職員採用試験－先行実施枠（行政）－に係る評定基準の策定について (5) 滋賀県職員採用上級試験（行政（アピール試験型））に係る評定基準の廃止について (6) 就職氷河期世代を対象とした滋賀県職員採用試験に係る評定基準の廃止について (7) 就職氷河期世代を対象とした滋賀県職員採用試験（総合土木）に係る評定基準の廃止について 3 職員の採用選考の方法等に関する要綱等の一部改正について (1) 職員の採用選考の方法等に関する要綱の一部改正について (2) 採用選考における試験の評定基準の一部改正について 4 令和7年度滋賀県職員採用試験（大学卒業程度）－先行実施枠－実施計画等について (1) 令和7年度滋賀県職員採用試験（大学卒業程度）－先行実施枠－実施計画 (2) 令和7年度滋賀県職員採用試験（大学卒業程度）－先行実施枠－公告案 5 採用候補者名簿の確定について (1) 令和6年度滋賀県警察官（B）採用共同試験候補者名簿 6 令和7年度滋賀県警察官採用試験の実施計画等について (1) 令和7年度滋賀県警察官採用計画 (2) 令和7年度第1回滋賀県警察官（A）採用試験公告案 (3) 令和7年度第2回滋賀県警察官（A）採用試験公告案 (4) 令和7年度滋賀県警察官（B）採用試験公告案 (5) 令和7年度警察官採用試験日程等案 <協議事項> 1 滋賀県職員採用試験（経験者採用・大学卒業程度）の受験資格について <報告事項> 1 令和7年度滋賀県職員等採用試験実施計画について 2 採用候補者名簿の失効について (1) 令和5年度滋賀県警察官（B）採用共同試験候補者名簿 3 滋賀県職員採用上級試験（特別募集）および滋賀県任期付職員採用試験（一般事務）の実施状況について
2月17日 (2月17日)	<審議事項> 1 条例案に対する意見について 2 人事委員会規則等の一部改正案について (1) 職員等の給与の支給等に関する規則および職員の級別職務に関する規則の一部を改正する規則 3 採用候補者名簿の確定について (1) 滋賀県職員採用上級試験（大学卒業程度）－特別募集（行政・社会福祉・化学・農業・林業・建築・電気（電気工学）・機械・総合土木）－ (2) 滋賀県任期付職員採用試験（一般事務）

開催期日	議 題
	4 職員の採用選考について 5 職員の昇任選考について <報告事項> 1 採用候補者名簿の失効について （１）令和５年度滋賀県職員採用候補者名簿（上級－特別募集（社会福祉・農業・林業・建築・電気（電気工学）・機械・総合土木－） （２）令和５年度滋賀県任期付職員採用候補者名簿（一般事務） 2 職員の懲戒処分について
3月7日	<審議事項> 1 滋賀県職員等採用試験に係る評定基準等の一部改正について （１）滋賀県職員等採用試験に係る評定基準の一部改正について （２）滋賀県職員採用試験（経験者採用・大学卒業程度）に係る評定基準の一部改正について （３）滋賀県職員採用試験（大学卒業程度）－先行実施枠(行政)－に係る評定基準の一部改正について （４）滋賀県職員採用試験（大学卒業程度）－先行実施枠(総合土木)－に係る評定基準の一部改正について （５）滋賀県職員等採用試験（障害者対象）評定基準の一部改正について （６）採用選考における試験の評定基準の一部改正について 2 審査請求に係る裁決について <報告事項> 1 退職した職員の再採用制度の拡充について 2 職員の懲戒処分について
3月19日	<審議事項> 1 審査請求に係る裁決について 2 滋賀県職員採用試験（大学卒業程度）－先行実施枠(行政)－に係る評定基準の一部改正について 3 職員の採用選考について 4 職員の昇任選考について 5 一般任期付職員の採用について 6 人事委員会規則の一部改正案について （１）管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 （２）一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則 （３）職員の勤務時間、休日および休暇に関する規則の一部を改正する規則 （４）職員等の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則 （５）職員等の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則 （６）職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則 （７）職員等の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則 （８）職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則 （９）職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則 （１０）滋賀県職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則 （１１）職員等の期末手当および勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則 （１２）職員等の特勤勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則 （１３）義務教育等教員特別手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則 （１４）滋賀県学校職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則 7 事務局職員の人事について <報告事項> 1 職員の懲戒処分について

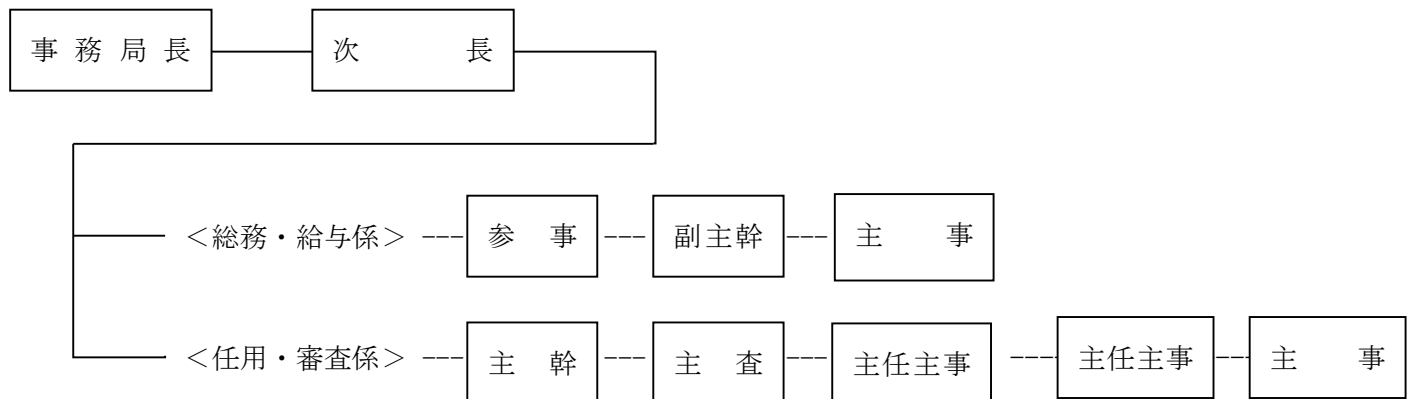
2 事務局

(1) 職員定数および現員

定 数	現 員			会計年度任用職員
	事務局長	事務職員	合 計	
11人	1 人	11人 (うち2人： 育児休業取得)	12人	1 人 (令6. 5. 1～6. 10. 31) 1 人 (令6. 12. 16～7. 3. 31)

(令和7年3月31日現在)

(2) 組 織



※総務・給与係 上記以外 主任主事1人(育児休業中)、
任用・審査係 上記以外 主事1人(育児休業中)
(令和7年3月31日現在)

(3) 事務分掌

係 名	分 掌 事 務
総務・給与	1 人事委員会議に関する事。 2 事務局の人事、予算、経理その他庶務に関する事。 3 公印の管守に関する事。 4 文書の収発、編さんおよび保存に関する事。 5 人事行政に関する調査、人事記録の管理および人事に関する統計報告に関する事。 6 給与、勤務時間その他の勤務条件、厚生福利制度その他職員に関する制度の研究およびその成果の報告に関する事。 7 人事機関および職員に関する条例の制定または改廃に関する意見に関する事。 8 人事行政の運営に関する勧告に関する事。 9 職員に対する給与の支払監理に関する事。 10 労働基準監督機関の職権行使に関する事。
任用・審査	1 職員の競争試験および選考その他任用に関する事。 2 職員の研修および人事評価制度に関する総合的企画に関する事。 3 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求の審査および判定ならびに措置に関する事。 4 職員に対する不利益処分についての審査および措置に関する事。 5 職員の苦情の処理に関する事。 6 職員団体の登録に関する事。 7 管理職員等の範囲に関する事。

(4) 令和6年度予算

歳出予算

(単位：千円)

目	事業	当初予算額	補正予算額	計
委員会費	委員報酬	6,660	—	6,660
	委員会運営費	14,027	△1,653	12,374
	計	20,687	△1,653	19,034
事務局費	職員費	94,533	△1,126	93,407
	事務局運営費	507	46	553
	計	95,040	△1,080	93,960
合計		115,727	△2,733	112,994

(節別予算内訳)

(単位：千円)

款	項	目	節	当初予算額	補正予算額	計
総務費	人事委員会費	委員会費	計	20,687	△1,653	19,034
			報酬	6,660	0	6,660
			報償費	12	△12	0
			旅費	944	△177	767
			交際費	20	△10	10
			需用費	2,910	△8	2,902
			役務費	2,077	△411	1,666
			委託料	5,134	△984	4,150
			使用料及び賃借料	579	△51	528
			負担金補助及び交付金	2,351	0	2,351
		事務局費	計	91,935	2,025	93,960
			報酬	969	111	1,080
			給料	42,435	2,157	44,592
			職員手当等	32,511	178	32,689
			共済費	15,441	△395	15,046
			旅費	72	△72	0
			需用費	497	56	553
			役務費	10	△10	0

3 人事委員会規則等の制定・改廃

(1) 規 則

規則 番号	公布年月日	規 則 名	概 要
令 6 21	令 6. 5. 31	滋賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	公平委員会の事務を受託している地方公共団体の組織改編等に伴い、当該団体の管理職員等の範囲について所要の改正を行った。
22	令 6. 12. 10	滋賀県職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則	大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 84 号）による大麻取締法（昭和 23 年法律第 124 号）の一部改正に伴い、所要の改正を行った。
23	令 6. 12. 27	職員等の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則	試験名称の変更に伴い、級別資格基準表等について所要の改正を行った。
24	令 6. 12. 27	職員等の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則	滋賀県職員等の給与等に関する条例の一部改正による医療職給料表(1)の改定に伴い、医師および歯科医師の初任給調整手当にかかる職員別および支給期間別の手当額について所要の改正を行った。
25	令 6. 12. 27	職員等の期末手当および勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	滋賀県職員等の給与等に関する条例および滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例の一部改正による勤勉手当の支給割合の引上げに伴い、令和 6 年 12 月期の勤勉手当の成績率について所要の改正を行った。
令 7 1	令 7. 3. 18	職員等の給与の支給等に関する規則および職員の級別職務に関する規則の一部を改正する規則	警察本部の組織改編に伴い、管理職手当を支給する職を定めた職員等の給与の支給等に関する規則別表第 1 および職務の級の分類を定めた職員の級別職務に関する規則別表について所要の改正を行った。
2	令 7. 4. 1	一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則	滋賀県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正による特定任期付職員業績手当の廃止に伴い、所要の改正を行った。
3	令 7. 4. 1	職員の勤務時間、休日および休暇に関する規則の一部を改正する規則	・ 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 76 号）の一部改正による子の看護休暇の対象となる取得事由の拡大に伴い、所要の改正を行った。 ・ 学校行事等休暇に係る配偶者の定義について、規定の整備を行った。 ・ 人事院規則の一部改正による非常勤職員に係る私傷病休暇の一部有給化に伴い、所要の改正を行った。
4	令 7. 4. 1	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	組織改編等に伴い、管理職員等の範囲を定めた別表について所要の改正を行った。
5	令 7. 4. 1	職員等の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則	・ 滋賀県職員等の給与等に関する条例および滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例の一部改正により、両条例に規定されている要件具備の届出、支給の始期および終期等の扶養手当の支給に関し必要な事項に係る規定の新設を行った。また、経過措置期間（令和 7 年度）中における扶養手当の支給要件等に係る規定の整備その他所要の改正を行った。 ・ 組織改編等に伴い、管理職手当を支給する職を定めた別表について所要の改正を行った。
6	令 7. 4. 1	職員等の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則	・ 滋賀県職員等の給与等に関する条例および滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例の一部改正による職務や職責をより重視した給料体系の導入等に伴い昇給号給数や降号の号給数の見直しを行うため、規定の整備その他所要の改正を行った。

規則 番号	公 布 年 月 日	規 則 名	概 要
			・ 経験年数換算表について、民間企業等での経験を公務での経験と同様に 100/100 で換算することを基本とする等の改正を行った。 ・ 修学年数調整表の基準学歴区分について、「中学卒」区分の削除を行った。 ・ 滋賀県職員等の給与等に関する条例および滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例の一部改正による給料表の改定に伴い、昇格時号給対応表等について所要の改正を行った。
7	令 7. 4. 1	職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	滋賀県職員等の給与等に関する条例および滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例の一部改正による平日深夜に係る管理職員特別勤務手当の支給対象時間帯の拡大に伴い、所要の改正を行った。
8	令 7. 4. 1	職員等の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則	滋賀県職員等の給与等に関する条例および滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例の一部改正による通勤手当の支給限度額の規定、新幹線鉄道等に係る特例の適用範囲の拡大に伴い、新幹線鉄道等に係る特例における「異動等の直前の住居に相当する住居」の拡大、新幹線鉄道等の利用基準の廃止、新幹線鉄道等に係る特例を適用する権衡職員等の範囲拡大その他所要の改正を行った。
9	令 7. 4. 1	職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則	滋賀県職員等の給与等に関する条例および滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例の一部改正により単身赴任手当の支給対象に新規採用等に伴って単身赴任となった職員を加えることに伴い、「権衡職員」の範囲に係る規定の整備その他所要の改正を行った。
10	令 7. 4. 1	職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則	滋賀県職員等の給与等に関する条例および滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例の一部改正による扶養手当の見直しおよび単身赴任手当の支給要件の拡大に伴い、住居手当の支給要件に係る規定の整備その他所要の改正を行った。
11	令 7. 4. 1	滋賀県職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則	組織改編に伴い、用地交渉等手当の支給対象機関について所要の改正を行った。
12	令 7. 4. 1	職員等の期末手当および勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	・ 滋賀県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正により特定任期付職員に勤勉手当を支給することになったことに伴い、成績率の設定等について必要な規定の整備を行った。 ・ 滋賀県職員等の給与等に関する条例および滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例の一部改正による勤勉手当の支給割合の改定に伴い、令和 7 年度以降の勤勉手当の成績率について所要の改正を行った。
13	令 7. 4. 1	職員等の特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則	滋賀県職員等の給与等に関する条例の一部改正により新たに再任用職員に特地勤務手当および特地勤務手当に準ずる手当を支給することになったことに伴い、それぞれの手当について、再任用職員の特地勤務手当基礎額を定める等、所要の改正を行った。
14	令 7. 4. 1	滋賀県学校職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則	滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例の一部改正による夜間学級手当の新設に伴い、所要の改正を行った。
15	令 7. 4. 1	義務教育等教員特別手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則	滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例の一部改正により給料表の号給構成が改められたことに伴い、各号給に対応する義務教育等教員特別手当の月額を定めている別表について、所要の改正を行った。

(2) 訓 令

訓令 番号	施 行 年 月 日	訓 令 名	概 要
令 7 1	令 7. 3. 31	滋賀県人権施策推進本部設置 規定の一部改正	組織改編等に伴い、所要の改正を行った。

4 条例案に対する意見

提出年月日	条例案の名称	意見
令6. 12. 2	滋賀県職員退職手当条例の一部を改正する条例案	この条例案は、雇用保険法等の一部を改正する法律による雇用保険法の一部改正に伴い、必要な規定の整備を行おうとするものであり、適当なものと認めます。
令6. 12. 4	滋賀県職員等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例案 滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案	これらの条例案は、本委員会が本年10月17日に行った「職員の給与等に関する報告および勧告」を踏まえて、職員の給料月額ならびに期末手当および勤勉手当の支給割合等の改定を行おうとするものであり、適当なものと認めます。
令7. 2. 17	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案	この条例案のうち滋賀県職員の分限に関する条例の一部改正、滋賀県職員退職手当条例の一部改正、滋賀県職員等の給与等に関する条例の一部改正および滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例の一部改正については、刑法等の一部を改正する法律の施行により、懲役および禁錮が廃止され、拘禁刑が創設されることに伴い、必要な規定の整備を行おうとするものであり、適当なものと認めます。
	滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例等の一部を改正する条例案	この条例案のうち滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例の一部改正、滋賀県職員の育児休業等に関する条例の一部改正、滋賀県公立学校職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例の一部改正および滋賀県地方警察職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例の一部改正については、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、育児のための時間外勤務の免除の対象者を拡大するとともに、国家公務員において仕事と介護の両立支援の拡充が行われることから、県の職員と国の職員との間に権衡を失しないようにしようとするものであり、また、より柔軟な働き方を可能とする観点から、子育て支援時間の対象者を拡大しようとするものであり、適当なものと認めます。
	滋賀県職員等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例案	これらの条例案のうち滋賀県職員等の給与等に関する条例の一部改正、滋賀県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正、滋賀県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正、滋賀県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正および滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例の一部改正については、本委員会が令和6年10月17日に行った「職員の給与等に関する報告および勧告」を踏まえて、社会と公務の変化に応じた給与制度の整備を行おうとするものであり、適当なものと認めます。
	滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案	
	滋賀県旅費支給条例等の一部を改正する条例案	この条例案のうち滋賀県旅費支給条例の一部改正および外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正については、社会情勢の変化に対応するとともに、より実態に即した旅費の支給を行おうとするものであり、適当なものと認めます。

	滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案	この条例案は、令和 7 年 4 月 1 日から中学校において夜間に授業を行う学級（以下「夜間学級」という。）が開設されることを踏まえて、当該夜間学級に従事する職員に特殊勤務手当を支給しようとするものであり、適当なものと認めます。
--	--------------------------------	--

5 諸会議等

令和6年度中に開催された全国人事委員会連合会、近畿人事委員会協議会関係の諸会議等は、次のとおりである。

年 月 日	会 議 名	主な議題等	開 催 地
令和6.4.23 (書面開催)	第2回警察官採用共同試験事務担当者会議	[議題] 1 令和6年度警察官採用共同試験実施概要について 2 令和5年度警察官採用共同試験実施結果 3 令和5年度警察官採用共同試験経費支払状況について	—
5.23 (書面開催)	近畿、東海・北陸人事委員会協議会委員長・事務局長合同会議	【地区別会議】 [議題] 1 令和5年度事業報告および歳入歳出決算について 2 令和6年度事業計画および歳入歳出予算について 3 近畿人事委員会協議会会長の選出について 4 近畿人事委員会協議会会計監事の選出について 5 全人連役員選挙にかかる選考委員の選出について 【合同会議】 [意見交換] 1 大卒程度の採用試験における人材確保について 2 社会人（経験者）採用の広報について 3 民間企業等での在職経験がある採用予定者の処遇について 4 人事院において予定されている「地域手当の大きくくり化」に向けた各団体の地域手当の見直しの検討状況等について	—
6.27	第131回全国人事委員会連合会総会	[議事] 1 令和5年度決算について 2 令和6年度事業計画および予算案について 3 第133回総会について [報告] 1 令和4・5年度専門部会の結果報告について 2 第66回公平審査事務研修会の結果報告について 3 第67回公平審査事務研修会について 4 第68回公平審査事務研修会について 5 令和6年度理事について 6 「園遊会」への招待者について 7 ブロック活動状況報告について [講演] 1 最近の人事院の取組について	東京都
7.8 7.9	全国人事委員会連合会公平審査事務研修会	[講演] 1 地方公務員行政の現状と課題 [研究テーマ] 1 少額な窃盗により逮捕・起訴された職員の懲戒免職処分について 2 懲戒処分の対象事実 zu 争いがある場合の事実認定について	宮城県
8.8 (Web開催)	令和6年人事院勧告説明会(人事院)	報告・勧告等の概要	—
8.16 (Web開催)	令和6年人事院勧告説明会(全国人事委員会連合会)	報告・勧告等の概要	—
8.23 (Web開催)	全国人事委員会事務局長・人事担当課長・市町村担当課長会議	[議題] 1 地方公務員の任用・勤務条件等について 2 人事院の勧告について 3 給与および定員管理の諸問題について 4 当面の人事管理および勤務条件等の諸問題について 5 マイナ保険証の利用促進等について	—

年 月 日	会 議 名	主な議題等	開 催 地
		6 地方公務員の労働安全衛生について 7 大規模災害における被災地方公共団体に対する人的支援について 8 連携協約に基づく専門人材の確保等について 9 地方行革について 10 都道府県と市町村が連携した地域DX推進体制の構築・拡充について 11 消防行政について 12 自治大学校の研修事業について	
9.10 (書面開催)	近畿人事委員会協議会給与担当課長会議	[議題] 本年の勧告・報告に係る各府県市の検討状況について	—
11.22	近畿人事委員会協議会委員長・事務局長会議	[議題] 1 近畿、東海・北陸合同人事委員会協議会委員長・事務局長会議の開催について 2 本年の人事委員会報告・勧告について 3 令和7年度全人連理事の選出について [意見交換] 1 転職者向けの採用に関する現状（競争試験・採用選考の別、受験要件等）と課題、今後の見通しについて	奈良県
令7.2.10 (書面開催)	近畿人事委員会協議会公平事務研究会	[研究議題] 1 不利益処分に係る審査請求における審査の打切りについて 2 代理人弁護士がいない審査事案における口頭審理について [情報交換] 1 書面審査の終了に係る手続きについて 2 証拠として提出された録音データの反訳について	—
2.25 (京都府およびWeb開催)	近畿人事委員会協議会労基事務研究会	[研究議題] 1 衛生管理者の選任等に係る「常時使用する労働者」の取扱いについて 2 労働安全衛生関係法令に基づく報告のデジタル手続について 3 本庁所属に対する調査の実施状況 4 特殊健康診断の実施頻度の緩和制度の適用について 5 本庁敷地外に設置された本庁所属の事業場としての取扱いについて [情報提供] 1 労働安全衛生法等における「事業場」の取扱いについて	京都府
3.26 (書面開催)	近畿人事委員会協議会任用事務研究会	[情報交換] 1 点字による試験について 2 受験生の採用試験結果に係る保有個人情報の開示請求及び公文書公開請求への対応状況について 3 オンライン方式を活用した採用試験の実施について 4 採用広報活動の取組状況について	—

第2 任用関係事務

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）および職員の任用に関する規則（昭和 30 年人事委員会規則第 2 号）の規定に基づき、令和 6 年度に実施した競争試験および選考試験の状況は、次のとおりである。

1 競争試験

(1) 試験の日程

試験の種類	試験公告日	受付期間	第1次試験日	第2次試験日	名簿確定日
上級試験 (大学卒業程度) 先行実施	令 6. 1. 30	令 6. 3. 1～3. 25 (インターネット)	令 6. 4. 7	令 6. 6. 1	令 6. 6. 11
上級試験 (大学卒業程度)	令 6. 4. 26	令 6. 5. 2～5. 27 (インターネット)	令 6. 6. 2 6. 16 6. 29～7. 2	令 6. 7. 20、7. 25～ 29	令 6. 8. 9
上級試験 (大学卒業程度) 経験者採用	令 6. 7. 2	令 6. 10. 1～10. 31 (インターネット)	令 6. 11. 17	令 6. 12. 14、12. 15	令 7. 1. 9
上級試験 (大学卒業程度) 特別募集 (行政・社会福祉・化学・農 業・林業・建築・電気(電気 工学)・機械・総合土木)	令 6. 11. 7	令 6. 11. 12～12. 12 (インターネット)	令 7. 1. 12	令 7. 1. 25、1. 26	令 7. 2. 17
初級試験 (高校卒業程度)	令 6. 7. 2	令 6. 8. 1～9. 2 (インターネット)	令 6. 9. 29	令 6. 10. 13	令 6. 10. 31
第一回警察官 男性 A・女性 A	令 6. 3. 1	令 6. 3. 1～4. 19 (インターネット)	令 6. 5. 12	令 6. 6. 10～6. 13 7. 17～7. 19	令 6. 7. 29
第二回警察官 男性 A・女性 A 男性 B・女性 B	令 6. 3. 1	令 6. 8. 1～8. 31 (インターネット)	令 6. 9. 22	令 6. 10. 8、10. 9 11. 11、11. 12	令 6. 12. 2
小・中学校 事務職員	令 6. 7. 2	令 6. 8. 1～9. 2 (インターネット)	令 6. 9. 29	令 6. 10. 13、10. 20	令 6. 10. 31
就職氷河期世代 を対象とした採用 試験(一般事務)	令 6. 4. 26	令 6. 6. 28～7. 26 (インターネット)	令 6. 8. 18 9. 8	令 6. 9. 28	令 6. 10. 31
就職氷河期世代 を対象とした採用 試験(総合土木)	令 6. 4. 26	令 6. 6. 28～7. 26 (インターネット)	令 6. 9. 29	令 6. 10. 13	令 6. 10. 31
任期付職員 (一般事務)	令 6. 11. 7	令 6. 11. 12～12. 12 (インターネット)	令 7. 1. 12	令 7. 1. 26	令 7. 2. 17

(2) 試験区分および採用予定人員

試験の種類	試験区分	採用予定人員	試験の種類			試験区分	採用予定人員
上級試験 (大学卒業程度)	行政(専門試験型)	60人程度	初級試験 (高校卒業程度)			一般事務	3人程度
	行政(アピール試験型)	20人程度				警察事務	2人程度
	警察事務	4人程度				総合土木	1人程度
	環境行政	1人程度	警察官	県内	第一回	男性 A	32人程度
	社会福祉	10人程度			第二回	女性 A	8人程度
	化学	4人程度			男性 A	4人程度	
	農業	10人程度			女性 A	2人程度	
	林業	8人程度			男性 B	8人程度	
	水産	1人程度			女性 B	4人程度	
	建築	3人程度		県外	B	2人程度	
	電気(電気工学)	1人程度		小・中学校事務職員			小・中学校事務職員A
	機械	4人程度	小・中学校事務職員B				2人程度
	総合土木	7人程度	就職氷河期世代を 対象とした採用試験			一般事務	12人程度
	総合土木 (先行実施)	24人程度				総合土木	6人程度
	上級試験 (大学卒業程度) 経験者採用	行政	20人程度	任期付職員 (一般事務)			一般事務
総合土木		6人程度					
上級試験 (大学卒業程度) 特別募集 (行政・社会福祉・化学・農 業・林業・建築・電気(電気 工学)・機械・総合土木)	行政	5人程度					
	社会福祉	5人程度					
	化学	3人程度					
	農業	2人程度					
	林業	6人程度					
	建築	2人程度					
	電気(電気工学)	1人程度					
	機械	4人程度					
	総合土木	13人程度					

(3) 受験資格および試験方法

区 分	受 験 資 格	試 験 方 法
上 級 試 験	○ 行政（アピール試験型）、社会福祉および総合土木を除く試験区分 次のいずれかに該当する者 ア 平成2年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた者 イ 平成15年4月2日以降に生まれた者で、次に掲げるもの (ア)学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。以下「大学」という。）を卒業した者または令和7年3月31日までに大学を卒業する見込みの者 (イ) 滋賀県人事委員会が(ア)に掲げる者と同等の資格があると認める者 ○ 行政（アピール試験型） 次のいずれかに該当する者 ア 平成10年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた者 イ 平成15年4月2日以降に生まれた者で、次に掲げるもの (ア) 大学を卒業した者または令和7年3月31日までに大学を卒業する見込みの者 (イ) 滋賀県人事委員会が(ア)に掲げる者と同等の資格があると認める者 ○ 社会福祉 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第19条第1項各号に該当する社会福祉主事の任用資格もしくは社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）による社会福祉士の資格を有する者または令和7年3月31日までに有する見込みである者で、次のいずれかに該当するもの ア 平成2年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた者 イ 平成15年4月2日以降に生まれた者で、次に掲げるもの (ア) 大学を卒業した者または令和7年3月31日までに大学を卒業する見込みの者 (イ) 滋賀県人事委員会が(ア)に掲げる者と同等の資格があると認める者 ○ 総合土木 次のいずれかに該当する者 ア 平成2年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた者 イ 平成15年4月2日以降に生まれた者で、次に掲げるもの (ア) 大学もしくは学校教育法に基づく高等専門学校を卒業した者または令和7年3月31日までにいずれかを卒業する見込みの者 (イ) 滋賀県人事委員会が(ア)に掲げる者と同等の資格があると認める者 ○ 受験制限（受験できない者） ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者 イ 滋賀県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者 エ 日本国籍を有しない者（警察事務の試験区分に限る。）	○ 第1次試験 ・教養試験（大学卒業程度） 択一式 47問中40問選択 120分 ・専門試験（大学卒業程度） 択一式 〈行政（専門試験型）・警察事務、総合土木以外の試験区分〉 40問 120分 〈行政（専門試験型）・警察事務〉 50問中40問選択 120分 〈総合土木〉 45問中40問選択 120分 ・口述試験 個別面接 ○ 第2次試験 ・論文試験 90分 ・口述試験 集団討論 個別面接 ・適性検査 <行政（アピール試験型）> ○ 第1次試験 ・能力検査 択一式 70分 ・アピールシート 記述式 60分 ・口述試験 個別面接 ○ 第2次試験 ・論文試験 90分 ・口述試験 集団討論 個別面接 ・適性検査

区 分	受 験 資 格	試 験 方 法
上 級 試 験 (先行実施枠)	○ 総合土木（先行実施枠） ア 平成10年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた者 イ 平成15年4月2日以降に生まれた者で次に掲げるもの (ア) 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）もしくは高等専門学校を卒業した者または令和7年3月31日までに卒業する見込みの者 (イ) 滋賀県人事委員会が(ア)に掲げる者と同等の資格があると認める者 ○ 受験制限(受験できない者) ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者 イ 滋賀県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者	<総合土木（先行実施枠）> ○ 第1次試験 ・能力検査 70分 ・専門試験(大学卒業程度) 120分 - 択一式 30問 ・専門試験(大学卒業程度) 30分 - 記述式 ・論文試験 90分 ○ 第2次試験 ・適性検査 ・口述試験 集団討論 個別面接
上 級 試 験 (経験者採用)	昭和59年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた者 ○ 受験制限 上級試験（先行実施枠）と同じ	○ 第1次試験 ・能力検査<行政・総合土木> 70分 - 択一式 ・専門試験(大学卒業程度)<総合土木> 60分 - 記述式 ・アピールシート<行政・総合土木> 60分 - 記述式 ・適性検査 ○ 第2次試験 ・論文試験 90分 ・口述試験 集団討論 個別面接
上 級 試 験 (特別募集)	○行政、化学、農業、林業 次のいずれかに該当する者 ア 昭和59年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた者 イ 平成15年4月2日以降に生まれた者で、次に掲げるもの (ア) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。以下「大学」という。）を卒業した者または令和7年3月31日までに大学を卒業する見込みの者 (イ) 滋賀県人事委員会が(ア)に掲げる者と同等の資格があると認める者 ○社会福祉 社会福祉法第19条第1項各号に該当する社会福祉主事の任用資格もしくは社会福祉士及び介護福祉士法による社会福祉士の資格を有する者または令和7年3月31日までに有する見込みである者で、次のいずれかに該当するもの ア 昭和59年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた者 イ 平成15年4月2日以降に生まれた者で、次に掲げるもの (ア) 大学を卒業した者または令和7年3月31日までに大学を卒業する見込みの者 (イ) 滋賀県人事委員会が(ア)に掲げる者と同等の資格があると認める者	○ 第1次試験 ・職務基礎力試験 60問 60分 - 択一式 ・専門試験（大学卒業程度）<社会福祉> 90分 - 択一式 30問 ・専門試験（大学卒業程度）<化学・農業・建築・電気（電気工学）・機械> 120分 - 択一式 30問 ・専門試験（大学卒業程度）<林業> 120分 - 記述式 20問 ・専門試験（大学卒業程度）<総合土木> 120分 - 択一式 40問 ・適性検査 ○ 第2次試験 ・論文試験 90分 ・口述試験 集団討論 個別面接

区 分		受 験 資 格	試 験 方 法
		○ 建築、電気（電気工学）、機械、総合土木 次のいずれかに該当する者 ア 昭和59年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた者 イ 平成15年4月2日以降に生まれた者で、次に掲げるもの (ア) 大学もしくは学校教育法に基づく高等専門学校を卒業した者または令和7年3月31日までにいずれかを卒業する見込みの者 (イ) 滋賀県人事委員会が(ア)に掲げる者と同等の資格があると認める者 ○ 受験制限 上級試験（先行実施枠）と同じ	
初 級 試 験		○ 平成15年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた者 ○ 受験制限 上級試験と同じ	○ 第1次試験 ・ 教養試験（高校卒業程度） 択一式 50問 120分 ・ 専門試験（高校卒業程度） ＜総合土木のみ＞ 択一式 45問中40問選択 120分 ・ 適性検査 ○ 第2次試験 ・ 作文試験 90分 ・ 口述試験 集団討論 個別面接
警察官	男性 A	○ 平成元年4月2日以降に生まれた男性であって、学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）を卒業した者もしくは大学を令和7年3月31日までに卒業する見込みの者または滋賀県人事委員会がこれらに該当する者と同等と認める者	○ 第1次試験 ・ 教養試験（大学卒業程度） 択一式 40問 120分 ・ 作文試験 60分 ○ 第2次試験 ・ 身体検査 ・ 身体精密検査 呼吸器疾患、伝染性疾患等の検査 ・ 体力試験 握力、上体起こし 反復横とび、20mシャトルランの検査 ・ 適性検査 ・ 口述試験 集団討論 個別面接
	女性 A	○ 平成元年4月2日以降に生まれた女性であって、学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）を卒業した者もしくは大学を令和7年3月31日までに卒業する見込みの者または滋賀県人事委員会がこれらに該当する者と同等と認める者	
	男性 B	○ 平成元年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた男性であって、上記A区分の学歴に該当しない者	○ 第1次試験 ・ 教養試験（高校卒業程度） 択一式 50問 120分 ・ 作文試験 60分 ○ 第2次試験 ・ 身体検査 ・ 身体精密検査 呼吸器疾患、伝染性疾患等の検査 ・ 体力試験 握力、上体起こし 反復横とび、20mシャトルランの検査 ・ 適性検査 ・ 口述試験 集団討論 個別面接
	女性 B	○ 平成元年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた女性であって、上記A区分の学歴に該当しない者	

区 分	受 験 資 格	試 験 方 法
警 察 官	○ 受験制限 - ア 日本国籍を有しない者 - イ 上級試験の受験制限ア～ウと同じ 〈身体基準〉 - 視 力 両眼とも裸眼視力0.6以上または矯正視力1.0以上 - 色 覚 職務執行に支障がないこと。 - 聴 力 職務執行に支障がないこと。 - その他 職務の遂行に支障のない身体的状態であること。	
小・中学校 事 務 職 員	○ 小・中学校事務職員A 平成2年4月2日から平成15年4月1日まで に生まれた者 ○ 小・中学校事務職員B 平成15年4月2日から平成19年4月1日まで に生まれた者 ○ 受験制限(受験できない者) - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終 わるまでまたはその執行を受けることがな くなるまでの者 - イ 滋賀県教育委員会により懲戒免職の処分 を受け、当該処分の日から2年を経過しな い者 - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本 国憲法またはその下に成立した政府を暴力 で破壊することを主張する政党その他の団 体を結成し、またはこれに加入した者	○ 第1次試験 ・教養試験(高校卒業程度) 択一式 50問 120分 ・適性検査<小・中学校事務Bのみ> ○ 第2次試験 ・作文試験 90分 ・口述試験 集団討論 個別面接 ・適性検査<小・中学校事務Aのみ>
就職氷河期世代 を対象とした 採用試験	○ 昭和45年4月2日から昭和61年4月1日ま でに生まれた者 ○ 受験制限 上級試験(先行実施枠)と同じ	○ 第1次試験 ・能力検査(高校卒業程度) 択一式 70分 ・専門試験(高校卒業程度)<総合土木のみ> 択一式 45問中40問選択 120分 ・作文試験 90分 ・口述試験 集団討論<一般事務のみ> ・適性検査 ○ 第2次試験 ・口述試験 集団討論<総合土木のみ> 個別面接
任 期 付 職 員 (一般事務)	○ 平成19年4月1日までに生まれた者 ○ 受験制限 上級試験(先行実施枠)と同じ	○ 第1次試験 ・教養試験(高校卒業程度) 択一式 40問 120分 ○ 第2次試験 ・口述試験 集団討論 個別面接

(4) 試験の実施状況

ア 上級試験

区 分	採用予定 人 員	申込者数 人	受験者数 人	1 次試験 受験率 %	1 次試験 口述対象 人	1 次試験 合格者数 人	最 終 合格者数 人	最終 競争 倍率 倍	採用者数 人
行政 (専門試験型)	60 人程度	274	200	73.0	165	122	74	2.7	49
行政 (7科目試験型)	20 人程度	159	130	81.8	96	54	31	4.2	21
警察事務	4 人程度	29	18	62.1	12	10	5	3.6	3
環境行政	1 人程度	7	6	85.7	5	3	2	3.0	2
社会福祉	10 人程度	12	6	50.0	5	5	4	1.5	4
化学	4 人程度	7	6	85.7	5	3	1	6.0	1
農業	10 人程度	29	20	69.0	18	15	12	1.7	8
林業	8 人程度	8	6	75.0	6	4	3	2.0	3
水産	1 人程度	9	8	88.9	5	5	1	8.0	1
建築	3 人程度	8	4	50.0	4	4	4	1.0	3
電気 (電気工学)	1 人程度	3	1	33.3	1	1	1	1.0	1
機械	4 人程度	1	1	100.0	1	1	1	1.0	1
総合土木	7 人程度	15	5	33.3	2	2	1	5.0	1
総合土木 (先行実施)	24 人程度	33	26	78.8		24	17	1.5	10
計		594	437	73.6	325	253	157	2.8	108

イ 上級試験－経験者採用－

区 分	採用予定 人 員	申込者数 人	受験者数 人	1 次試験 受験率 %	1 次試験 合格者数 人	最 終 合格者数 人	最 終 競争倍率 倍	採用者数 人
行政	20 人程度	234	156	66.7	74	29	5.4	24
総合土木	6 人程度	5	4	80.0	3	2	2.0	1
計		239	160	66.9	77	31	5.2	25

ウ 上級試験－特別募集（行政、社会福祉、化学、農業、林業、建築、電気（電気工学）、機械、総合土木）－

区 分	採用予定 人 員	申込者数 人	受験者数 人	1 次試験 受験率 %	1 次試験 合格者数 人	最 終 合格者数 人	最 終 競争倍率 倍	採用者数 人
行政	5 人程度	223	140	62.8	36	12	11.7	10
社会福祉	5 人程度	16	7	43.8	5	4	1.8	3
化学	3 人程度	12	6	50.0	5	4	1.5	4
農業	2 人程度	21	14	66.7	8	2	7.0	2
林業	6 人程度	11	7	63.6	7	4	1.8	4
建築	2 人程度	3	1	33.3	1	1	1.0	1
電気 (電気工学)	1 人程度	3	2	66.7	1	0	－	0
機械	4 人程度	5	2	40.0	1	0	－	0
総合土木	13 人程度	11	6	54.5	6	4	1.5	3
計		305	185	60.7	70	31	6.0	27

エ 初級試験

区 分	採用予定 人 員	申込者数 人	受験者数 人	1 次試験 受験率 %	1 次試験 合格者数 人	最 終 合格者数 人	最 終 競争倍率 倍	採用者数 人
一般事務	3 人程度	19	15	78.9	10	4	3.8	3
警察事務	2 人程度	14	13	92.9	12	4	3.3	3
総合土木	1 人程度	1	0	0.0	0	0	-	0
計		34	28	82.4	22	8	3.5	6

オ 小・中学校事務職員採用試験

区 分	採用予定 人 員	申込者数 人	受験者数 人	1 次試験 受験率 %	1 次試験 合格者数 人	最 終 合格者数 人	最 終 競争倍率 倍	採用者数 人
小・中学校 事務職員 A	7 人程度	68	51	75.0	18	8	6.4	8
小・中学校 事務職員 B	2 人程度	16	13	81.3	11	2	6.5	2
計		84	64	76.2	29	10	6.4	10

カ 就職氷河期世代を対象とした採用試験

区 分	採用予定 人 員	申込者 数 人	受験者数 人	1 次試験 受験率 %	1 次試験 口述対象 人	1 次試験 合格者数 人	最 終 合格者数 人	最終 競争 倍率 倍	採用者数 人
一般事務	12 人程度	302	239	79.1	61	39	14	17.1	11
総合土木	6 人程度	19	14	73.7	-	11	5	2.8	5
計		321	253	78.8	61	50	19	13.3	16

キ 任期付職員採用試験

区 分	採用予定 人 員	申込者数 人	受験者数 人	1 次試験 受験率 %	1 次試験 合格者数 人	最 終 合格者数 人	最 終 競争倍率 倍	採用者数 人
一般事務	7 人程度	21	11	52.4	11	6	1.8	3

ク 警察官（男性）採用試験

区 分		採用予定 人 員	申込者数 人	受験者数 人	1 次試験 受験率 %	1 次試験 合格者数 人	最 終 合格者数 人	最 終 競争倍率 倍	採用者数 人
県 内	A (第 1 回)	32 人程度	214	162	75. 7	145	54	3. 0	41
	A (第 2 回)	4 人程度	60	40	66. 7	35	6	6. 7	5
	B	8 人程度	73	60	82. 2	53	15	4. 0	12
	計		347	262	75. 5	233	75	3. 5	58
県 外	B	若干人	—	32	—	6	0	—	0
外 計			—	32	—	6	0	—	0

ケ 警察官（女性）採用試験

区 分		採用予定 人 員	申込者数 人	受験者数 人	1 次試験 受験率 %	1 次試験 合格者数 人	最 終 合格者数 人	最 終 競争倍率 倍	採用者数 人
県 内	A (第 1 回)	8 人程度	68	49	72.1	47	15	3.3	9
	A (第 2 回)	2 人程度	17	12	70.6	10	3	4.0	3
	B	4 人程度	31	24	77.4	22	7	3.4	6
	計		116	85	73.3	79	25	3.4	18

コ 警察官採用県外共同試験の県別内訳

区分	地元県	引継者数 人	1 次試験 合格者数 人	2 次試験 受験者数 人	2 次試験 受験率 %	最 終 合格者数 人	最 終 競争倍率 倍	採用者数 人
B	石川県	8	3	1	33.3	0	—	0
	福井県	24	3	1	33.3	0	—	0
	合 計	32	6	2	33.3	0	—	0

2 障害者を対象とした職員採用試験

(1) 試験の日程

試験公告日	受付期間	試験日	合格発表日
令6.7.2	令6.7.18～9.2 (郵送・持参・インターネット)	令6.11.3 11.23	令6.11.29

(2) 受験資格および試験方法

受験資格	試験方法
○ 次の全てに該当するもの ア 平成2年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた者 イ 次のいずれかに該当する者 (7) 身体障害者手帳の交付を受けている者 (4) 都道府県知事または政令指定都市市長が発行する療育手帳の交付を受けている者 (9) 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医または障害者職業センターにより知的障害者であると判定された者 (エ) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者 ○ 受験制限(受験できない者) ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者 イ 滋賀県職員として(小・中学校事務の場合は、滋賀県教育委員会により)懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者	・ 教養試験 (高校卒業程度) 択一式 40問 120分 ・ 作文試験 60分 ・ 口述試験 個別面接 ・ 適性検査

(3) 試験の実施状況

試験区分	採用予定 人	申込者数 人	受験者数 人	受験率 %	合格者数 人	競争倍率 倍	採用者数 人
一般事務	2人程度	11	7	63.6	2	3.5	2
小・中学校事務	2人程度	6	3	50.0	1	3.0	1
計		17	10	58.8	3	3.3	3

※ なお、申込者数、受験者数は第1志望のみの実人数であり、合格者数、採用者数には第2志望で当該試験区分を志望しているものを含む。

3 採用選考

(人)

職 部 局	一 般 職 員					計
	知 事 部 局	教 育 委 員 会	警 察 本 部	企業庁	その他	
部 長 お よ び そ の 相 当 職	3	-	-	-	-	3
次 長 お よ び そ の 相 当 職	1	-	-	-	-	1
課 長 お よ び そ の 相 当 職	12	3	2	-	-	17
課長補佐および そ の 相 当 職	5	3	-	-	-	8
係 長 お よ び そ の 相 当 職	19	9	-	-	-	28
主事、技師および そ の 相 当 職	104	16	24	3	4	151
技 能 労 務 職	3	-	-	-	-	3
計	147	31	26	3	4	① 211

※ 併任、任命換えを含む。

任命権者に委任しているものを除く。(任命権者委任分は別表を参照)

警 察 官	
職	
警 視	4
警 部	3
警 部 補	1
巡 査 部 長	1
巡 査	1
計	② 10

合計 (①+②)	221
----------	-----

○ 上記のうち選考採用職種に係る選考の状況

(人)

職 種	選考人員	合格者数	職 種	選考人員	合格者数
心 理 判 定 員	3	3	歯 科 衛 生 士	1	1
児 童 指 導 員	5	5	文化財保護技術者	1	1
児 童 福 祉 司	6	6	技 術 員	3	3
職業訓練指導員	1	1	船 舶 技 術 者	1	1
企業庁水道技術者	2	2	航 空 整 備 士	1	1
学 芸 員	3	3	育休代替任期付職員(一般事務)	15	15
工業技術総合センターの技師	4	4	育休代替任期付職員(保健師)	1	1
医 師	3	3	育休代替任期付職員(警察事務)	10	10
獣 医 師	4	4	産休代替任期付職員(一般事務)	13	13
保 健 師	7	7	産休代替任期付職員(保健師)	1	1
自 立 支 援 員	1	1	産休代替任期付職員(警察事務)	12	12
臨 床 検 査 技 師	1	1	任期付職員(土木, 農業土木)	7	7
薬 剤 師	1	1	計	107	107

注 職員の任用に関する規則第7条第1号に掲げる職(係長およびその相当職以上の職)に任用した者を含む。

○ 別表 任命権者委任分

職 種	選考人員	合格者数	職 種	選考人員	合格者数
医 師	28	28	言 語 聴 覚 士	3	0
医療ソーシャルワーカー	6	1	臨 床 検 査 技 師	4	2
作 業 療 法 士	6	2	診 療 放 射 線 技 師	6	1
視 能 訓 練 士	2	1	産休代替任期付職員(管理栄養士)	1	1
看 護 師	51	47	産休代替任期付職員(医療事務)	1	1
医 療 事 務	10	2	会 計 年 度 任 用 職 員	5,763	3,427
薬 剤 師	3	1	-	-	-
			計	5,884	3,514

注 委任分は、職員の任用に関する規則第40条の規定に基づき、会計年度任用職員は各任命権者へ、その他の職種は病院事業庁長へ選考の権限を委任したものである。

4 昇任選考

一 般 職 員					
部 局 職	知 事 部 局	教 育 委 員 会	警 察 本 部	そ の 他	計
部 長 お よ び そ の 相 当 職	9	-	-	2	11
次 長 お よ び そ の 相 当 職	18	-	-	1	19
課 長 お よ び そ の 相 当 職	67	2	1	2	72
課長補佐および そ の 相 当 職	58	4	4	2	68
係 長 お よ び そ の 相 当 職	114	4	5	18	141
計	266	10	10	25	① 311

(人)

警 察 官	
職	
警 視	17
警 部	-
警 部 補	-
巡 査 部 長	-
計	② 17

合計 (①+②)	328
----------	-----

第3 給 与 関 係 事 務

1 給与に関する報告、勧告等

地方公務員法の規定に基づき、職員および民間企業従事者の給与の実態等を調査し、これらの調査結果や国家公務員の給与改定の動向等を考慮して、県議会議長および知事に対し、令和6年10月17日に給与等に関する報告および勧告を行った。

(1) 職員給与等実態調査

令和6年4月1日現在において在職する県職員（企業職員を除く。）および県費負担市町立学校教職員（同日付けの退職者、特別職の職員、臨時または非常勤の職員および休職中、休業中、育児短時間勤務中または派遣中の職員を除く。）について調査した。

ア 部局別・給料表別職員数

（単位：人）

部局 給料表	知 事	警 察	教 育 委員会	議 会	監 査 委員	人 事 委員会	選 挙 管理 委員会	高 等 学校等	小学校 および 中学校等	計
行 政 職	2,619	275	118	26	14	11	6	181	301	3551
警 察 職	-	2,286	-	-	-	-	-	-	-	2,286
研 究 職	202	18	-	-	-	-	-	-	-	220
医療職(1)	17	-	-	-	-	-	-	-	-	17
医療職(2)	131	-	-	-	-	-	-	-	1	132
医療職(3)	119	2	3	-	-	-	-	-	-	124
福 祉 職	100	-	-	-	-	-	-	-	-	100
高等学校等 教 育 職	-	-	18	-	-	-	-	2,766	-	2,784
小・中学校 等 教 育 職	-	-	15	-	-	-	-	-	6,905	6,920
技能労務職	35	6	-	-	-	-	-	15	-	56
計	3,223	2,587	154	26	14	11	6	2,962	7,207	16,190

注1 教育委員会のうち高等学校等教育職および小・中学校等教育職については定数内指導主事の数字である。

2 小学校および中学校等の数字には、県立中学校の職員37人（小学校および中学校等教育職36人、行政職1人）を含む。

3 再任用職員は、含まれていない。（表シまでおよび表セについて同じ。）

4 定年が段階的に引き上げられることに伴い、条例付則第16項、学校職員条例付則第17項または規則付則第2項により給料月額が決定される職員を除いた数値である（表スまでについて同じ。）

イ 給料表別・学歴別・性別人員構成

（単位：%）

区 分 給料表	学 歴 別 構 成 比				性 別 構 成 比	
	中 学 卒	高 校 卒	短 大 卒	大 学 卒	男	女
行 政 職 給 料 表	-	15.4	10.0	74.6	64.4	35.6
警 察 職 給 料 表	-	41.1	2.9	56.0	89.5	10.5
研 究 職 給 料 表	-	4.1	3.6	92.3	78.2	21.8
医 療 職 給 料 表 (1)	-	-	-	100.0	76.5	23.5
医 療 職 給 料 表 (2)	-	-	10.6	89.4	47.7	52.3
医 療 職 給 料 表 (3)	-	-	33.1	66.9	8.9	91.1
福 祉 職 給 料 表	-	4.0	15.0	81.0	57.0	37.2
高等学校等教育職給料表	-	1.2	2.9	95.9	54.8	45.2
小・中学校等教育職給料表	-	0.1	3.7	96.2	46.8	53.2
技能労務職給料表	44.7	37.5	10.7	7.1	80.4	19.6
計	0.2	9.6	5.2	85.0	58.4	41.6

ウ 年齢階層別構成比

年齢階層 \ 職 種						警察職員	全 職 員
	一般職員	行 政	教育職員	高 校 等	小中学校等		
～ 24歳	% 8.7	% 9.2	% 7.7	% 4.7	% 8.9	% 10.2	% 8.3
25 ～ 29	13.7	13.9	15.7	11.8	17.4	13.3	14.9
30 ～ 34	12.9	13.2	15.9	14.6	16.4	13.7	14.8
35 ～ 39	13.5	13.6	14.5	13.7	14.8	13.6	14.1
40 ～ 44	10.3	9.8	11.6	10.3	12.1	16.3	11.9
45 ～ 49	11.9	11.5	10.2	12.7	9.2	14.6	11.3
50 ～ 54	14.4	14.7	11.1	15.3	9.4	10.1	11.8
55 ～ 59	13.8	13.3	13.2	16.8	11.8	8.2	12.7
60 ～	0.8	0.8	0.1	0.1	-	-	0.2
人員数	4,200 人	3,551 人	9,704 人	2,784 人	6,920 人	2,286 人	16,190 人

エ 職員の平均給与月額

区	給 料	扶養手当	地域手当	管理職手当	住居手当	そ の 他	計	対前年比
一般職員	令和6年4月 円	円	円	円	円	円	円	%
	323,014	8,145	21,191	9,747	6,378	1,482	369,957	0.66
全職員	令和5年4月 円	円	円	円	円	円	円	%
	321,164	8,191	21,054	9,806	6,443	860	367,518	0.81
全職員	令和6年4月 円	円	円	円	円	円	円	%
	350,023	8,836	22,227	5,530	5,891	3,927	396,434	0.81
全職員	令和5年4月 円	円	円	円	円	円	円	%
	347,080	8,814	22,041	5,562	5,943	3,794	393,235	0.81

注1 一般職員とは、全職員のうち教育職員および警察職員を除いたものをいう。

注2 その他は、初任給調整手当、単身赴任手当（基礎額）、特勤勤務手当等、産業教育手当、定時制通信教育手当および義務教育等教員特別手当である。

(給料表別平均給与月額)

給料表	平均年齢	給料	扶養手当	地域手当	管理職手当	住居手当	その他	計
	歳	円	円	円	円	円	円	円
行政職	40.8	318,874	8,156	20,792	10,184	6,280	139	364,425
警察職	39.4	341,668	14,930	21,817	2,008	3,684	410	384,517
研究職	43.0	358,664	9,393	22,942	9,568	8,484	1,991	411,042
医療職(1)	45.9	461,494	8,794	84,096	55,312	10,588	230,141	850,425
医療職(2)	42.2	338,160	8,235	21,397	6,058	7,951	10,204	392,005
医療職(3)	43.1	339,465	4,919	21,518	5,659	5,157	242	376,960
福祉職	37.1	320,701	7,955	20,345	2,274	6,330	-	357,605
高校等 教育職	42.5	382,661	8,623	23,897	3,076	6,926	7,365	432,548
小中学校等 教育職	38.9	356,046	7,328	22,318	5,122	5,909	5,189	401,912
技能労務職	49.3	335,403	9,634	20,846	-	2,143	-	368,026
全職員	40.2	350,023	8,836	22,227	5,530	5,891	3,927	396,434

注1 給料は、給料の調整額および教職調整額を含む。

注2 その他は、初任給調整手当、単身赴任手当（基礎額）、特勤勤務手当等、産業教育手当、定時制通信教育手当および義務教育等教員特別手当である。

オ 職員の給料表別・級別人員構成

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
行 政 3,351人	人 447	人 663	人 935	人 620	人 411	人 278	人 133	人 46	人 18
	% 12.6	% 18.7	% 26.3	% 17.5	% 11.6	% 7.8	% 3.7	% 1.3	% 0.5
警 察 2,286	204	350	442	785	294	116	53	25	17
	8.9	15.3	19.3	34.3	12.9	5.1	2.3	1.1	0.7
研 究 220	0	80	97	38	5	—	—	—	—
	0.0	36.4	44.1	17.3	2.3	—	—	—	—
医療(1) 17	5	0	4	8	—	—	—	—	—
	29.4	0.0	23.5	47.1	—	—	—	—	—
医療(2) 132	0	7	46	16	44	15	4	—	—
	0.0	5.3	34.8	12.1	33.3	11.4	3.0	—	—
医療(3) 124	0	19	24	35	27	19	—	—	—
	0.0	15.3	19.4	28.2	21.8	15.3	—	—	—
福 祉 100	16	52	8	18	4	2	—	—	—
	16.0	52.0	8.0	18.0	4.0	2.0	—	—	—
高 校 2,784	20	2,583	110	65	(特2) 6	—	—	—	—
	0.7	92.8	4.0	2.3	(特2) 0.2	—	—	—	—
小中学校 6,920	0	6,162	370	326	(特2) 62	—	—	—	—
	0.0	89.0	5.3	4.7	(特2) 0.9	—	—	—	—

注1 給料表欄の人数は合計人数である。

2 「—」は、給料表において級の無いことを示す。

3 割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100.0%とならない場合がある。

カ 行政職給料表の経験年数別・学歴別人員および平均給料額

経験年数階層	学歴	大 学 卒		高 校 卒	
	区分	人 員	平均給料額	人 員	平均給料額
計		2,648 人	317,564 円	546 人	305,308 円
1 年未満		84	208,874	6	173,774
1 年以上 2 年未満		94	209,966	5	177,923
2 年以上 3 年未満		86	215,097	12	184,406
3 年以上 5 年未満		188	226,757	24	194,053
5 年以上 7 年未満		187	239,719	37	206,958
7 年以上 10 年未満		265	255,636	38	223,535
10 年以上 15 年未満		437	289,392	58	244,947
15 年以上 20 年未満		282	328,415	60	288,647
20 年以上 25 年未満		264	371,672	52	294,283
25 年以上 30 年未満		282	400,090	62	356,309
30 年以上 35 年未満		367	413,985	97	374,622
35 年以上		112	428,322	95	384,060

キ 職員の扶養親族数等

扶 養 手 当 受 給 者 数		6,608人	受給者1人当たり扶養親族数 2.1人
扶 養 親 族 数	配 偶 者	2,825	
	子	10,927	全職員1人当たり扶養親族数 0.9人
	配 偶 者 ・ 子 以 外	198	
	計	13,950	全職員1人当たり扶養手当額 8,780円

注 扶養親族とは、扶養手当の支給対象となっている者をいう。

ク 職員の管理職手当の支給状況

区 分	1 種	2 種	3 種	4 種	5 種	6 種	7 種	受給者計	手当受給者 1人当たり 平均手当月額
受 給 者	人 19	人 71	人 193	人 293	人 147	人 379	人 327	人 1,429	円 62,656

ケ 職員の地域手当の支給状況

地域手当 地域区分 区分	計	東京都 特別区	医療職（1）	滋賀県
		18.5%	16.0%	6.0%
人 員	人 16,190	人 26	人 17	人 16,147
構 成 比	% 100.0	% 0.2	% 0.1	% 99.7
平均手当月額	円 22,226	円 66,424	円 84,096	円 22,090

コ 職員の単身赴任手当の支給状況

区分	職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離											受給者計	手当受給者 1人当たり 平均手当月額
	100km 未満	100km 以上 250km 未満	250km 以上 400km 未満	400km 以上 700km 未満	700km 以上 900km 未満	900km 以上 1,100km 未満	1,100km 以上 1,300km 未満	1,300km 以上 1,500km 未満	1,500km 以上 2,000km 未満	2,000km 以上 2,500km 未満	2,500km 以上		
受給者	人 30	人 1	人 1	人 16	人 -	人 -	人 -	人 -	人 -	人 -	人 -	人 48	円 38,500

サ 職員の住居手当の支給状況等

支 給 を 受 け て い る 者	3,263人	全職員1人当たり手当額	5,891円
		住居手当受給者の平均家賃額	65,416円

シ 職員の通勤手当および通勤の状況

① 通勤手当の支給状況

区 分	職 員 数	対 全 職 員 比	対 受 給 者 比
支 給 を 受 け て い る 者	15,082 人	93.2 %	100.0 %
交 通 機 関 の み 利 用 者	2,763	17.1	18.3
交 通 用 具 の み 利 用 者	11,086	68.5	73.5
自 動 車 使 用 者	10,554	65.2	70.0
自 転 車 等 使 用 者	532	3.3	3.5
交 通 機 関 ・ 交 通 用 具 併 用 者	1,233	7.6	8.2
自 動 車 と の 併 用 者	975	6.0	6.5
自 転 車 等 と の 併 用 者	258	1.6	1.7
受 給 者 1 人 当 た り の 手 当 額	10,795円		
全 職 員 1 人 当 た り の 手 当 額	10,057円		

注 割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、その計がそれぞれの累積割合と一致しない場合がある。

② 交通機関利用者の所要運賃額階層別分布

所 要 運 賃 額 階 層	職 員 数	割 合
10,000円以下	2,022 (694)	50.6
10,001円以上 12,000円以下	371 (109)	9.3
12,001円以上 14,000円以下	208 (42)	5.2
14,001円以上 16,000円以下	342 (91)	8.6
16,001円以上 18,000円以下	210 (45)	5.3
18,001円以上 20,000円以下	90 (28)	2.3
20,001円以上 22,000円以下	202 (71)	5.1
22,001円以上 24,000円以下	211 (77)	5.3
24,001円以上 26,000円以下	53 (10)	1.3
26,001円以上 28,000円以下	138 (38)	3.5
28,001円以上 30,000円以下	43 (8)	1.1
30,001円以上 32,000円以下	33 (5)	0.8
32,001円以上 34,000円以下	20 (3)	0.5
34,001円以上 36,000円以下	17 (3)	0.4
36,001円以上 38,000円以下	9 (0)	0.2
38,001円以上 40,000円以下	10 (1)	0.3
40,001円以上 42,000円以下	3 (0)	0.1
42,001円以上 44,000円以下	3 (2)	0.1
44,001円以上 46,000円以下	3 (1)	0.1
46,001円以上 48,000円以下	2 (1)	0.1
50,001円以上 52,000円以下	1 (0)	0.0
52,001円以上	5 (4)	0.1
計	3,996 (1,233)	100.0
平 均 所 要 額	12,078円	

注1 職員数欄の()内の人員は、交通用具との併用者の数を内書したものである。

2 割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、その計がそれぞれの累積割合と一致しない場合がある。

③ 交通用具使用者の使用距離階層別分布
(自動車使用者)

距 離 階 層	職 員 数	割 合
5km未満	1,886 (237)	16.4
5km以上 10km未満	3,125 (156)	27.1
10km以上 14km未満	2,064 (106)	17.9
14km以上 18km未満	1,477 (114)	12.8
18km以上 22km未満	1,066 (93)	9.2
22km以上 26km未満	647 (59)	5.6
26km以上 30km未満	385 (35)	3.3
30km以上 34km未満	295 (24)	2.6
34km以上 38km未満	168 (27)	1.5
38km以上 42km未満	145 (28)	1.3
42km以上 46km未満	92 (20)	0.8
46km以上 50km未満	61 (16)	0.5
50km以上 54km未満	41 (20)	0.4
54km以上 58km未満	29 (15)	0.3
58km以上 62km未満	18 (11)	0.2
62km以上	27 (14)	0.2
計	11,526 (975)	100.0
平 均 使 用 距 離	13.8 km	

注1 職員数欄の()内の人員は、交通機関との併用者の数を内書したものである。

2 割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100.0%とならない場合がある。

(自転車等使用者)

距 離 階 層	職 員 数	割 合
5km未満	449 (231)	56.8
5km以上 10km未満	191 (20)	24.2
10km以上 15km未満	77 (1)	9.7
15km以上 20km未満	47 (1)	5.9
20km以上 25km未満	22 (3)	2.8
25km以上 30km未満	2 (0)	0.3
30km以上	2 (2)	0.3
計	790 (258)	100.0
平 均 使 用 距 離	6.3 km	

注1 職員数欄の()内の人員は、交通機関との併用者の数を内書したものである。

2 割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100.0%とならない場合がある。

ス 再任用職員の給料表別・級別人員分布

① 暫定再任用職員〔フルタイム勤務職員〕

給 料 表	級 計	1	2	3	4	5	6	7	8	9
行 政 職 給 料 表	人 111	人	人	人 108	人	人 2	人 1	人	人	人
警 察 職 給 料 表	10			2	2	6				
研 究 職 給 料 表	5		5							
医 療 職 給 料 表 (2)	3				3					
医 療 職 給 料 表 (3)	2				2					
福 祉 職 給 料 表	2			2						
高等学校等教育職給料表	161	12	149							
小学校および中学校等 教 育 職 給 料 表	147		147							
技 能 労 務 職 給 料 表	17									
給 料 表 計	458									

注 該当人員数が0の級は空欄とした。

② 暫定再任用職員〔短時間勤務職員〕

給 料 表	級 計	1	2	3	4	5	6	7	8	9
行 政 職 給 料 表	人 39	人	人	人 39	人	人	人	人	人	人
警 察 職 給 料 表	2				2					
研 究 職 給 料 表	4		4							
医 療 職 給 料 表 (3)	2				2					
福 祉 職 給 料 表	2			2						
高等学校等教育職給料表	1		1							
小学校および中学校等 教 育 職 給 料 表	3		3							
技 能 労 務 職 給 料 表	5									
給 料 表 計	58									

注 該当人員数が0の級は空欄とした。

③ 定年前再任用短時間勤務職員

給料表	級 計	1	2	3	4	5	6	7	8	9
行政職給料表	人 5	人	人	人 5	人	人	人	人	人	人
警察職給料表	3			1		2				
高等学校等教育職給料表	1		1							
給料表計	9									

注 該当人員数が0の級は空欄とした。

セ 60歳以上の職員の適用給料表別、任用の類型別人員

給料表	管理監督職 勤務上限年齢に 伴う降任等	勤務延長型 特例任用	異動可能型 特例任用	左記以外の任用
計	人 73	人	人 8	人 47
行政職給料表	49			28
警察職給料表	1			12
研究職給料表	2			2
医療職給料表(1)				
医療職給料表(2)	1			1
医療職給料表(3)				
福祉職給料表				2
高等学校等教育職給料表	4		5	
小中学校および中学校等 教育職給料表	16		3	
技能労務職給料表				2

注1 令和5年3月31日以前からの勤務延長者、特例定年が適用される職員および定年に関する規定が適用されない職員を除く。

注2 管理監督職勤務上限年齢に伴う降任等は、管理監督職に就いている職員を、管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から最初の4月1日までの期間に、管理監督職以外の職等への降任または降給を伴う転任をさせる任用等を表す。

注3 勤務延長型特例任用は、職務遂行上の事情や職務の特殊性から管理監督職に引き続き就かせる任用を表す。

注4 異動可能型特例任用は、年齢別人員構成等の事情から欠員が生じる複数の管理監督職に降任または転任させる任用を表す。

注5 左記以外の任用は、非管理監督職から非管理監督職への異動による任用等を表す。

(2) 職種別民間給与実態調査

一般職に属する職員の給与について検討するため、民間給与の実態を調査した。

ア 調査対象事業所

全産業の企業規模 50 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の県内の民間事業所 675 事業所

イ 調査対象職種

76 職種（行政職相当職種 22 職種、その他の職種 54 職種）

ウ 調査実人員

初任給関係 579 人（行政職に相当する調査実人員 508 人）、初任給関係以外の調査職種 5,571 人（行政職に相当する調査実人員 5,086 人。なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は、35,007 人であり、このうち、行政職相当職種は 29,094 人である。）

エ 規模別調査事業所数

企業規模	100人未満	100人以上 500人未満	500人以上 1,000人未満	1,000人以上 3,000人未満	3,000人以上	計
事業所数	15	51	19	16	22	123

注 上記のほか、調査不能の事業所が 9 所あった。

オ 調査結果の概要

① 民間における職種別平均給与月額等

職 種 名	調査実人員	平均年齢	令和 6 年 4 月 分 平 均 支 給 額		
			きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)	(A)－(B)
	人	歳	円	円	円
支店長	6	52.1	757,298	148	757,150
工場長	12	53.2	668,403	0	668,403
事務部長	163	53.3	636,237	952	635,285
技術部長	173	53.5	756,048	1,697	754,351
事務部次長	61	52.2	583,897	1,237	582,660
技術部次長	68	52.2	623,557	2,668	620,889
事務課長	329	49.3	552,228	6,694	545,534
技術課長	387	49.4	609,310	4,648	604,662
事務課長代理	118	48.4	494,837	39,361	455,476
技術課長代理	73	45.4	481,894	72,276	409,618
事務係長	285	46.9	424,367	46,422	377,945
技術係長	286	47.5	531,543	80,526	451,017
事務主任	345	40.5	373,239	50,734	322,505
技術主任	325	43.3	443,972	71,584	372,388
事務係員	1,270	39.5	331,770	32,610	299,160
技術係員	1,185	36.5	364,280	48,616	315,664

② 民間における職種別・学歴別・企業規模別初任給

職種	学歴	全規模	規模500人以上	規模100人以上 500人未満	規模100人未満
		円	円	円	円
新卒事務員	大学卒	216,961	219,888	211,900	X
	短大卒	189,246	※196,228	※183,992	-
	高校卒	178,815	181,615	※175,959	X
新卒技術者	大学卒	231,124	247,772	213,697	-
	短大卒	194,368	※214,567	※178,689	-
	高校卒	179,060	181,519	※176,582	※175,333
計	大学卒	222,775	231,429	212,665	X
	短大卒	192,300	207,237	※180,848	-
	高校卒	178,944	181,570	176,294	※171,875

注1 金額は、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額（採用のある事業所の平均）であり、時間外手当、家族（扶養）手当、通勤手当等、特定の者にのみ支給される給与は除いている。

2 「X」は、調査事業所が1事業所の場合である。

3 「※」は、調査事業所が5事業所以下であることを示す。

③ 民間における家族手当の支給状況

その1 家族手当の支給状況および扶養家族の構成別支給月額（規模計）

支給の有無		事業所割合
家族手当制度がある		80.3 %
	配偶者に家族手当を支給する	65.1 %
	子に家族手当を支給する	77.6 %
家族手当制度がない		19.7 %
扶養家族の 構成別 支給月額	配偶者	11,761 円
	配偶者と子1人	17,415 円
	配偶者と子2人	22,840 円
	子1人	12,964 円
	子2人	25,705 円
	子3人	38,440 円

注1 「配偶者」、「配偶者と子1人」、「配偶者と子2人」の支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき、配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。

2 「子1人」、「子2人」、「子3人」の支給月額は、配偶者に家族手当を支給せず、子に家族手当を支給する事業所について算出した。

その2 配偶者に対する家族手当の見直し予定の状況

見直し予定の状況	割合
配偶者に対する家族手当を見直す予定 または見直すことについて検討中	16.6%
税制および社会保障制度の見直しの動向、他の民間企業の見直しの動向、公務員の見直しの動向等 によっては、見直すことを検討	16.8%
配偶者に対する家族手当を見直す予定はない (検討も行っていない)	66.6%

注 調査対象は、配偶者に家族手当を支給する事業所である。

④ 民間における通勤手当の支給状況

その1 在来線を利用する通勤者に対する通勤手当の支給状況

在来線の通勤手当を支給する	全額支給	非課税限度額 (月 15 万円) 以上	非課税限度額 (月 15 万円) 未満	その他	在来線の通勤手当を支給しない
%	%	%	%	%	%
100.0	58.6	7.5	27.5	6.4	0.0

その2 新幹線または在来線の特急を利用する遠距離通勤者に対する特急料金を含む通勤手当の支給状況

特急料金を含む 通勤手当を支給する	全額支給	非課税限度額 (月 15 万円) 以上	非課税限度額 (月 15 万円) 未満	その他	特急料金を含む 通勤手当を支給しない
%	%	%	%	%	%
12.6	(66.1)	(27.5)	(0.0)	(6.4)	87.4

注1 新幹線または在来線の特急を利用する遠距離通勤者がいる事業所を100とした割合である。

2 ()内は特急料金を含む通勤手当を支給する事業所を100とした割合である。

⑤ 民間における特別給の支給状況

項 目	区 分	事務・技術等従業員	技能・労務等従業員
平均所定内給与月額	下 半 期 (A 1)	350,124 円	304,138 円
	上 半 期 (A 2)	354,120	310,095
特別給の支給額	下 半 期 (B 1)	784,498	600,746
	上 半 期 (B 2)	837,658	574,301
特別給の支給割合	下 半 期 (B 1 / A 1)	2.24 月分	1.98 月分
	上 半 期 (B 2 / A 2)	2.37	1.85
	年 間 計	4.61	3.83
年 間 の 平 均		4.61 月分	

注1 下半期とは令和5年8月から令和6年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

2 年間の平均は、特別給の支給割合を公務員の人員構成に合わせて求めたものである。

⑥ 民間における初任給の改定状況

項 目 学 歴	新規学卒者の採用あり	初任給の改定状況			新 規 学 卒 者 の 採 用 な し
		増 額	据置き	減 額	
大 学 卒	35.6 %	(78.2) %	(21.8) %	- %	64.4 %
高 校 卒	28.9	(87.8)	(12.2)	-	71.1

注1 事務員と技術者のみを対象としたものである。

2 () 内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。

⑦ 民間における給与改定の状況

項 目 役職段階	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベース改定の慣行なし
係 員	74.1 %	0.9 %	1.9 %	23.1 %
課 長 級	62.9	0.9	0.9	35.3

注 ベース改定の慣行の有無が不明およびベース改定の実施が未定の事業所を除いて集計した。

⑧ 民間における定期昇給の実施状況

項 目 役職段階	定期昇給 制度あり	定 期 昇 給 実 施				定期昇給 中 止	定期昇給 制度なし
			増 額	減 額	変化なし		
係 員	89.2 %	89.2 %	31.2 %	2.2 %	55.8 %	0.0 %	10.8 %
課 長 級	81.6	77.7	25.4	4.1	48.2	3.9	18.4

注 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定およびベース改定と定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

⑨ 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

項 目	係 員		課 長 級		部 長 級	
	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
令和5年冬季	49.7 %	50.3 %	45.1 %	54.9 %	43.0 %	57.0 %

⑩ 民間における定年制の状況

定年制あり	定年年齢		定年制なし
	60 歳	61 歳以上	
100.0 %	72.3 %	27.7 %	- %

注 定年制の有無を回答した事業所を100とした割合である。

⑪ 定年年齢を 60 歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況

区 分	項 目		給与減額なし %
	給与減額あり %	60 歳で減額 %	
課 長 級	58.8	58.8	41.2
非 管 理 職	44.4	41.9	55.6

注 1 「定年年齢を 60 歳から引き上げた事業所」には、定年制を廃止した事業所を含む（⑫において同じ。）。
 2 一定年齢到達時に常勤従業員の給与を減額する仕組みの有無を回答した事業所を 100 とした割合である。

⑫ 定年年齢を 60 歳から引き上げた事業所のうち、60 歳で給与を減額している事業所における 60 歳を超える従業員の年間給与水準

課 長 級 %	非 管 理 職 %
79.9	77.2

注 標準的な常勤従業員が 60 歳になる前に受けていた年間給与水準を 100 とした場合に 60 歳を超えて受ける年間給与水準の割合である。

（３） 大津市における費目別、世帯人員別標準生計費

勤労者世帯のうち、1 人世帯および夫婦のみまたは夫婦とその子で構成される複数人世帯（有業人員 1 人の 2 人～5 人世帯）について、世帯人員別に世帯主の想定年齢を設定し、令和 6 年 4 月の標準生計費を算定した。
 （令和 6 年 4 月）

費目	世帯人員	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
		円	円	円	円	円
食 料 費		36,600	46,530	60,470	74,410	88,360
住 居 関 係 費		35,410	39,690	36,580	33,480	30,380
被 服 ・ 履 物 費		7,420	6,940	10,590	14,240	17,890
雑 費 I		40,400	55,390	84,880	114,400	143,910
雑 費 II		10,060	18,140	22,800	27,450	32,120
計		129,890	166,690	215,320	263,980	312,660

注 1 勤労者世帯のうち、1 人世帯および夫婦のみまたは夫婦とその子で構成される複数人世帯（有業人員 1 人の 2 人～5 人世帯）について、世帯人員別に世帯主の想定年齢を設定し、令和 6 年 4 月の標準生計費を算定した。

2 「雑費 I」は、保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽に係る支出である。

3 「雑費 II」は、その他の消費支出（諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金）である。

(4) 職員の給与等に関する報告および勧告

本委員会は、令和6年10月17日に県議会および知事に対して、別記第1のとおり報告し、別記第2のとおり勧告した。

別記第1

報 告

本委員会は、地方公務員法の趣旨に則り、昨年10月に行った職員の給与等に関する報告および勧告以降、物価、生計費その他給与決定に関する諸条件の推移について調査するとともに、職員給与等実態調査および職種別民間給与実態調査を実施し、職員の給与が社会一般の情勢に適応しているかどうかについて検討を行ったことから、人事管理に関することと併せて、次のとおり報告する。

I 給与に関する事項

1 給与勧告制度の基本的考え方

地方公務員法において、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、社会一般の情勢に適応するように、随時、適当な措置を講じなければならないとされるとともに、給与については、生計費ならびに国および他の地方公共団体の職員ならびに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定めなければならないとされている。

人事委員会の給与勧告は、職員の労働基本権制約の代償措置として、職員に対し、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保する機能を有するものであり、給与勧告を通じて職員に適正な処遇を確保することは、職員の士気の高揚、労使関係の安定はもとより、有為の人材の確保にも資するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤となっている。

本委員会は、給与勧告に当たっては、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保するため、職員の給与水準を民間企業従業員の給与水準と均衡させること（民間準拠）を基本としている。この理由としては、職員も勤労者であり、勤務の対価として適正な給与を支給することが必要とされる中で、県は民間企業と異なり、市場の抑制力という給与決定上の制約が存在しないこと等から、その給与水準は、労使交渉等によってその時々々の経済・雇用情勢等を反映して決定される民間企業従業員の給与水準に準拠して定めることが最も合理的であると考えられることによる。

職員の給与と民間企業従業員の給与との比較においては、主な給与決定要素である職種、役職段階、学歴、年齢を同じくする者同士の4月分の給与額を対比させ、精密に比較を行っている。また、「職種別民間給与実態調査」は、人事院および全国の人事委員会と共同で実施しているもので、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を調査対象としており、これらの事業所の民間企業従業員の給与との比較を行っている。このような比較方法および調査対象については、国家公務員および地方公務員全体の問題として、国において様々な議論・研究がなされた結果、最も適切な方式であるとされているものである。なお、これまでに、民間企業従業員の給与をより広く把握し、公務員の給与に反映させる観点から、調査対象企業規模の引下げや調査対象産業の拡大などの見直しが行われてきたところである。

2 職員の給与

本委員会が、令和6年4月1日現在で行った県職員および県費負担市町立学校教職員（同日付けの退職者、特別職の職員、企業職員、臨時または非常勤の職員および休職中、休業中、育児短時間勤務中または派遣中の職員を除く。）についての給与等実態調査の結果、調査日現在の職員数は、県職員9,020人、県費負担市町立学校教職員7,170人、合計16,190人である。

これらの職員には、その従事する職務の種類に応じて行政職、警察職、研究職、医療職、福祉職、教育職等10種の給料表が適用されているが、そのうち行政職給料表適用者は3,551人で、その平均給与月額364,425円（給料318,874円、扶養手当8,156円、地域手当20,792円、その他の手当16,603円）であり、平均年齢は40.8歳（男性41.9歳、女性38.9歳）、性別構成は男性64.4%、女性35.6%、学歴別構成は大学卒74.6%、短大卒10.0%、高校卒15.4%となっている。

また、全職員の平均給与月額は396,434円（給料350,023円、扶養手当8,836円、地域手当22,227円、その他の手当15,348円）であり、その平均年齢は40.2歳（男性40.5歳、女性39.7歳）、性別構成は男性58.4%、女性41.6%、学歴別構成は大学卒85.0%、短大卒5.2%、高校卒9.6%、中学卒0.2%である。

3 民間の給与

本委員会は、人事院および全国の人事委員会と共同して、県内民間事業所のうち、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の675事業所から、層化無作為抽出法により抽出した133の事業所を対象に、「令和6年職種別民間給与実態調査」を実施した。

この調査では、公務の行政職給料表と類似すると認められる事務・技術関係22職種の5,086人および研究員、医師等54職種の485人について、本年4月分として個々の従業員に支払われた給与月額および

当該従業員の役職段階、学歴、年齢等を詳細に調査するとともに、各民間企業における給与改定の状況等を調査した。また、民間事業所における昨年冬と本年夏の特別給の状況等を把握するため、昨年8月から本年7月までの直近1年間の支給実績についても調査した。

本年の調査完了率は、民間事業所の理解を得て、93.2%と極めて高いものとなっており、調査結果は広く民間事業所の給与の状況を反映したものといえる。

その主な調査結果は、次の(1)～(4)のとおりである。

(1) 職種別給与

民間事業所における本年4月の事務・技術関係職種等に該当する従業員5,571人の給与について調査したところ、参考資料第16表のとおりとなっている。

※参考資料省略

(2) 初任給

民間事業所における事務・技術系新規学卒者の本年4月の初任給について調査したところ、その平均月額、次の表のとおりとなっている。

職 種	学 歴	初任給（規模計）
新卒事務員・技術者計	大 学 卒	222,775 円
	短 大 卒	192,300 円
	高 校 卒	178,944 円

注 金額は、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額（採用のある事業所の平均）であり、時間外手当、家族手当、通勤手当等、特定の者にのみ支給される給与は除いている。

(3) 給与改定の状況

民間事業所における給与改定の状況について調査したところ、一般の従業員（係員）について、ベースアップを実施した事業所の割合は74.1%（昨年60.5%）、ベースダウンを実施した事業所の割合は1.9%（同0.5%）となっている。

項 目 役職段階	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベース改定の 慣 行 な し
	%	%	%	%
係 員	74.1	0.9	1.9	23.1
課 長 級	62.9	0.9	0.9	35.3

注 ベース改定の慣行の有無が不明およびベース改定の実施が未定の事業所を除いて集計した。

また、一般の従業員（係員）について、定期に行われる昇給を実施した事業所の割合は89.2%（昨年94.3%）となっている。昇給額については、昨年に比べて増額となっている事業所の割合は31.2%（同37.8%）、減額となっている事業所の割合は2.2%（同5.1%）となっている。

項 目 役職段階	定期昇給 制度あり	定期昇給 実 施				定期昇給 中 止	定期昇給 制度なし
		増 額	減 額	変化なし			
	%	%	%	%	%	%	%
係 員	89.2	89.2	31.2	2.2	55.8	0.0	10.8
課 長 級	81.6	77.7	25.4	4.1	48.2	3.9	18.4

注 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定およびベース改定と定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

(4) 特別給

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合は、平均給与月額との4.61月分となっている。

区 分		事務・技術等従業員	技能・労務等従業員
項 目		円	円
平均所定内給与月額	下半期 (A1)	350,124	304,138
	上半期 (A2)	354,120	310,095
特別給の支給額	下半期 (B1)	784,498	600,746
	上半期 (B2)	837,658	574,301
特別給の支給割合	下半期 (B1/A1)	2.24	1.98
	上半期 (B2/A2)	2.37	1.85
	年間計	4.61	3.83
	年間の平均	4.61	

注1 下半期とは令和5年8月から令和6年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

2 年間の平均は、特別給の支給割合を公務員の人員構成に合わせて求めたものである。

4 職員の給与と民間従業員の給与の比較

(1) 月例給

前記の職員給与等実態調査および職種別民間給与実態調査の結果に基づき、行政職給料表適用職員（新規採用者等を除く。平均年齢41.3歳）と、その職務の種類、責任の度合、年齢、学歴等が同等と認められる民間事業所の従業員（新規採用者等を除く。）について、相互の給与を対比させ精密に比較したところ、次の表に示すとおり、本年4月において、職員給与が民間給与を1人当たり平均にして10,604円（2.84%）下回っていた。

職員の給与と民間従業員の給与の較差

民間従業員の給与 (A)	職員の給与 (B)	公民較差 (A - B) (円) $\left[\frac{A-B}{B} \right] (%)$
384,184円	373,580円	10,604円 (2.84%)

注1 (A)は、「きまって支給する給与」から時間外手当および通勤手当を減じた額である。

2 (B)は、給料、扶養手当、地域手当のほか、住居手当、管理職手当等を含み、時間外勤務手当、通勤手当等は含まない。

(2) 特別給

本年の「職種別民間給与実態調査」の結果、昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた特別給は、年間で所定内給与月額との4.61月分に相当しており、職員の期末手当および勤勉手当の年間の平均支給月数（4.50月）が民間事業所の特別給の支給割合を0.11月分下回っていた。

5 本県職員の給与と国家公務員および他の都道府県職員の給与の比較

昨年4月1日現在の国における行政職俸給表(一)適用職員と本県の行政職給料表適用職員の学歴別、経験年数別の俸給（給料）の月額について、職員構成が国家公務員と同一であるものとして算出したラスパイレス指数は99.6であったが、地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するための地域手当補正後のラスパイレス指数では97.9であり、国家公務員の水準を下回っている。

なお、地域手当補正前の同年のラスパイレス指数は、近畿6府県は99.2～100.8、47都道府県の平均は99.6であった。

6 物価および生計費

本年4月の消費者物価指数（総務省）は、昨年4月に比べ全国で2.5%、大津市で2.7%上昇している。

また、本委員会が本年4月現在で算定した大津市における2人世帯、3人世帯および4人世帯の標準生計費は、それぞれ166,690円、215,320円および263,980円となっている。

7 人事院の報告・勧告の概要

人事院は、本年 8 月 8 日に国会および内閣に対して、国家公務員法、一般職の職員の給与に関する法律、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律等の規定に基づき、公務員人事管理について報告し、一般職の職員の勤務時間について勧告するとともに、一般職の職員の給与について報告および勧告を行った。

これらの概要は別紙のとおりである。

※別紙省略

8 給与の改定

(1) 本年の民間給与との較差等に基づく給与改定

ア 月例給

本委員会は、以上に報告した職員の給与および民間事業所従業員の給与ならびに物価および生計費、さらには国家公務員の給与改定等の諸事情を勘案し、職員の給与について、次のとおり改定を行う必要があるものと認める。

現行の各給料表については、民間との給与比較を行っている行政職給料表は、本年の民間給与との給与較差をはじめ、地方公務員法に規定する給与決定の諸条件を考慮すれば、国家公務員の俸給表に準じて改定することが適当である。

なお、行政職以外の給料表についても、国家公務員の俸給表に準じて改定するとともに、高等学校等教育職給料表ならびに小学校および中学校等教育職給料表については、全国人事委員会連合会において策定した「モデル給料表」に基づき改定することが適当である。

医師および歯科医師に対する初任給調整手当については、これまでの取扱いを踏まえ、人事院勧告に準じて改定することが適当である。

イ 特別給（期末手当および勤勉手当）

期末手当および勤勉手当については、民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、支給月数を 0.10 月分引き上げることが適当である。期末手当と勤勉手当の割振りおよび期別の支給月数については、人事院勧告に準じて改定することが適当である。また、定年前再任用短時間勤務職員の期末手当および勤勉手当ならびに特定任期付職員および任期付研究員の期末手当についても同様に支給月数を引き上げることとする。

(2) 「社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）」

本年、人事院は、国家公務員の給与制度について、現下の人事管理上の重点課題に対応し、時代の要請に即した給与制度に転換するため、俸給および地域手当、通勤手当等の諸手当にわたり包括的に給与制度を整備する給与制度のアップデートについて報告および勧告を行った。本委員会は、この給与制度のアップデートについて、地方公務員法の均衡の原則に基づいて、必要な対応を検討してきたところ、従来から、給料表をはじめ本県の給与制度全体が、国に準拠することを基本として構築されてきたことや、本県においても人材確保などの人事管理上の課題に対応するため、国と同様に、社会と公務の変化に応じた給与制度の整備が求められることを考慮すれば、本県の実情を踏まえつつ、国に準じて給与制度のアップデートを実施することが必要である。実施時期はいずれも令和 7 年 4 月とすることが適当である。

ア 給料表および昇給制度

各給料表については、人事院が勧告した令和 7 年 4 月以降の国家公務員の俸給表に準じて改定することが適当である。なお、高等学校等教育職給料表ならびに小学校および中学校等教育職給料表については、全国人事委員会連合会において策定した給料表のとおり改定することが適当である。

また、昇給制度については、昇給区分上の特定職員の範囲や、昇給させる場合の昇給の号給数について、本県における状況を考慮のうえ、人事院勧告に準じて改める必要がある。

イ 地域手当

地域手当については、基本的には支給割合等を見直すこととした人事院勧告に準じた制度とする必要があるが、県内に勤務する職員の支給割合については、本県の実情を踏まえ、これまでと同様、県内一律の支給割合とし、5.7%に引き下げることが適当である。なお、地域手当の支給割合が県内一律で引き下がることに伴い、民間給与との均衡が図られた本年の給与改定後の給与水準を基準に、給料月額等に一定の調整を行うことが適当である。

ウ 扶養手当

扶養手当については、民間企業や公務の配偶者に係る手当の状況や子に要する経費の実情等を踏まえて配偶者に係る手当を廃止するとともに、子に係る手当額を引き上げることとした人事院勧告に準じて改めることが適当である。実施については、2 年をかけて行うとした人事院勧告に準じることが適当である。

エ 通勤手当

通勤手当については、長距離を通勤する職員の経済的負担の軽減や勤務地を異にする異動の円滑化、離職防止等に資するため、通勤手当の支給限度額を、新幹線等の特別料金等の額を含めて 1 か月当たり 150,000 円に引き上げ、この支給限度額の範囲内で、新幹線等を利用する場合の特別料金等の額についても、全額を支給することとした人事院勧告に準じて改めることが適当である。

オ 単身赴任手当

単身赴任手当については、人材確保に資するよう、採用に伴い支給要件を満たした職員にも支給することとした人事院勧告に準じて改定することが適当である。

カ 管理職員特別勤務手当

管理職員特別勤務手当については、勤務実態に応じた適切な処遇を確保する観点から、平日深夜に係る管理職員特別勤務手当の支給対象時間帯を拡大することとした人事院勧告に準じて改定することが適当である。

キ 特定任期付職員のボーナス制度

特定任期付職員のボーナス制度については、勤務成績を適時のタイミングで給与に反映し、支給額のメリハリを柔軟に付けるため、期末手当と人事評価の結果等に応じて支給される勤勉手当から成る構成に改め、特定任期付職員業績手当を廃止することとした人事院勧告に準じて改めることが適当である。

ク 定年前再任用短時間勤務職員および暫定再任用職員の給与

定年前再任用短時間勤務職員および暫定再任用職員の給与については、勤務地を異にする異動を含め様々な勤務先で活躍できるよう、住居手当等を支給できることとした人事院勧告に準じて改めることが適当である。

II 人事管理に関する事項

1 人材の確保・定着

近年、少子高齢化により生産年齢人口が減少する中、民間企業の高い採用意欲等を背景として、上級試験の受験者数は減少傾向が続いている。

このため、上級試験（行政アピール試験型）でアピールシート試験を導入し、1次筆記試験から人物重視の試験内容としたほか、総合土木職を対象として、上級試験（先行実施枠）を新設し4月に実施するとともに、上級試験の受験資格を拡大し21歳以下の高等専門学校卒業者（年度内卒業見込者含む。）も受験可能とするなどの見直しを行ってきた。

しかしながら、本年度の上級試験の受験者数は事務系職種、技術系職種ともに減少し、全職種で見ると受験者数は437人で対前年度比118人減、競争倍率は2.8倍で対前年度比0.8ポイント減と、過去最低倍率となり、人材確保は極めて厳しい状況にある。

こうした中、質の高いサービスを安定的に提供するため、優秀な人材を必要数確保することが喫緊の課題であり、専ら公務員を志望する層だけでなく民間企業志望者や転職希望者も含めた、より幅広い層がチャレンジしやすい試験方法の導入など、試験制度の見直しを早急に行う必要がある。

本委員会においては、本年度の経験者採用試験から、民間企業の採用選考において広く採用され、特別な公務員試験対策が不要な能力検査を導入し受験者の負担軽減を図ったほか、次年度に向けて、民間企業における内定時期の早期化等を踏まえた一部の試験の実施時期の前倒しや、特に人材確保が困難な技術系職種の受験資格拡大などの検討を進めているところである。

また、近年、いわゆる「売り手市場」の状況となっており、学生や転職希望者等はSNSも活用しながら民間企業や公務職場の情報を収集した上で就職先を見極めている。このような状況下では、これまでの「多くの受験者の中から必要な人材を選ぶ」という採用のあり方は通用しなくなっており、滋賀県庁もまた学生等から「選ばれる」組織に変わっていくことが重要である。このような組織になるためには、県庁をより一層働きやすく魅力ある職場にしていくとともに、より多くの人に滋賀県職員の仕事内容や魅力等を広く伝え、共感してもらう必要がある。

本委員会においては、各種就職セミナーやインスタグラムによる情報発信に力を入れているほか、本年度から、ガイダンスの開催回数や先輩職員個別相談の実施期間の拡大、移住定住促進策との連携強化等の取組を充実させているが、さらに全庁一丸となって様々な媒体や機会を活用しながら、積極的な情報発信に取り組んでいく。

任命権者においても、インターンシップは学生等にとって滋賀県職員の仕事内容や職場の雰囲気を知るための非常に有効な機会となっていることから、引き続き全庁を挙げて学生の受け入れや実施内容の充実に取り組む必要がある。

また、近年、採用辞退者数が増加しており、昨年度の上級試験（行政職）では採用辞退率が25.3%に上り、10年ぶりに採用予定者数を確保できない事態となった。

任命権者においては、合格者説明会をはじめ合格者へのフォローアップに努めているところであるが、技術系職種だけでなく事務系職種においても採用予定者数を確保できない状況となったことを踏まえ、さらに強い危機感を持って採用辞退者抑制の取組を充実させる必要がある。

さらに、近年、20代・30代の若手職員の離職が増加傾向にあり、就職観の変化から転職を選択しやすくなっているものの、質の高い行政サービスを持続的・安定的に提供していくためには、若手職員の離職防止に向けた取組を強化することが重要である。

本委員会としては、学生等が知りたい情報をより丁寧かつ正確に情報発信することで、実際の職務内容や職場の状況を十分に理解してもらい、ミスマッチによる離職の未然防止につなげていく。

任命権者においては、若手職員の具体的な離職理由を把握した上で対策を講ずることが重要となってくる。それを踏まえ、例えば、若手職員の意見を積極的に取り入れ意欲を高めたり、ワーク・ライフ・バランスを実現できる職場づくりを推進したりするなど、若手職員の定着とワーク・エンゲージメント向上に向けて取り組む必要がある。

2 全ての職員の活躍推進

複雑化・多様化する行政需要に的確に対応し質の高い行政サービスを提供するためには、職員が互いに個性や価値観を多様性として認め合い、意欲とやりがいを持って、チームとして力を最大限発揮できる県庁を実現する必要がある。

このような理念のもと、年齢や性別、性的指向および性自認、障害の有無、育児や介護といった様々な事情を問わず、全ての職員がそれぞれの能力を十分に発揮できることが重要である。また、誰もが心理的安全性を確保され、活発にコミュニケーションできる職場環境は、その土台となるものである。

任命権者においては、引き続き職場でのきめ細かなOJT、メンター制度・サポーター制度などの若手職員に寄り添った育成支援や、中堅職員の能力開発、管理職員のマネジメント力向上、職員の相互理解とチーム力向上を促進する各種研修等を充実させるとともに、風通しが良く、職員が互いを気遣い合う組織風土を醸成する必要がある。また、「滋賀県職員の志（パーパス）」の理解と共感や、職員が自ら主体的に学べる環境整備を通じて、職員がやりがいや誇りを実感し意欲を高めることができるよう取り組むことも求められる。

さらに、人事評価制度については、評価にばらつきが生じないように評価者研修等を工夫して実施するとともに、目標設定面談やフィードバック面談だけでなく、日頃から管理職員と部下職員が十分にコミュニケーションを図り、公平・公正な評価の実施や、人材育成への効果的な活用に取り組む必要がある。

障害者雇用については、法定雇用率を念頭に計画的な採用に努めるとともに、障害を有する職員が能力を発揮し、やりがいをもって継続的に活躍できるよう、引き続き個々の障害に応じた働きやすい職場環境の整備等の取組を進めることが重要である。

任命権者においては、障害を有する職員や管理職員を対象に、合理的配慮や職場適応に関する相談窓口を設置されており、職員が必要な時に気軽に相談できる確かなサポートを受けられるよう、引き続き窓口の周知等に取り組む必要がある。

女性職員の活躍推進については、特定事業主行動計画（知事部局等）に掲げる目標の達成に向け、引き続き女性職員のキャリア形成支援・登用の推進や、男性職員の主体的な家事・育児参画の促進等に取り組む必要がある。

60歳超の高齢層職員については、これまでの知識や経験を生かし係員として業務を担うだけでなく、後進の育成やマネジメントの補佐的な役割も期待されている。

また、会計年度任用職員については、任期の定めのない常勤職員と共に働く地方行政の重要な担い手である。

任命権者においては、引き続き職員が意欲を持って働き、組織において期待される役割を果たせるよう、適性や能力に応じた活躍推進に努める必要がある。

3 働き方改革の推進と勤務環境の整備

(1) 長時間労働の是正等

長時間におよぶ時間外勤務は、職員の健康を害することをはじめ、業務効率の低下、仕事と家庭生活の両立支援の妨げ、ひいては人材確保にも悪い影響を与えることから、早急に解決しなければならない問題である。

知事部局における昨年度の時間外勤務は、一人あたり月平均17.6時間と2年連続で減少しており、これまでの人員体制の整備や業務の見直し・効率化など様々な方策を講じてきたことが、時間外勤務縮減の効果として表れている。

一方で、労働基準法や人事委員会規則で原則として定める年間の上限360時間を大幅に超え550時間を超えて時間外勤務をしている職員が全体の5.4%もいることから、より一層の時間外勤務の縮減が必要である。

また、年次有給休暇の取得促進については、昨年知事部局等の取得実績は一人あたり年間平均13.5日であり、年々増加しているものの、所属単位では一人あたり年間平均取得日数を大きく下回る所属があるなど、取得状況に大きな偏りが生じている状況である。年次有給休暇は職員からの請求に基づき与えられるものであるが、職員や部署により取得状況に著しい差が生じないように取り組んでいく必要がある。

こうした中、更なる時間外勤務の縮減や年次有給休暇の取得促進に向けた方策の一つとして、デジタル技術の積極的な活用は有効である。

本県では「滋賀県DX推進戦略」のもと「電子手続、電子収納の推進」「職員DX人材の育成」「業務効率化ツールの導入」に取り組んでいる。

知事部局においては、意識変革を醸成する幹部職員向け研修の実施、所属ごとに取組を推進する「DX推進チャレンジャー」の育成などを通して、デジタル技術を活用した業務効率化に取り組んでいる。これらの取組を定着させるとともに、働き方改革の推進や勤務環境の整備につなげていくことが必要である。

また、生成AIに関しても、昨年7月に活用方針を策定し運用を開始されている。引き続き生成

A Iをはじめデジタル技術を適切な形で活用することにより、業務の合理化・効率化を図っていく必要がある。

本県では、近年の採用人数の増加等に伴い、若手職員や女性職員が増加するなど、職員構成が変化してきており、働き方に対する価値観やライフスタイルがますます多様化することが見込まれる。こうした中、働きやすい職場環境づくりや、常に変化していく行政需要に的確に対応するためには、職場のマネジメントをより一層柔軟かつ適切に行うことが求められる。

来年秋に開催される国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の終了など、業務の進捗や終了に合わせて、新たな行政課題への対応や職員の過重な負担の軽減、また働きやすい職場環境づくりのため、人的資源を必要な部署に的確にシフトさせていくことが重要である。

また、昨年策定された滋賀県行政経営方針においては、チームとして成果を上げ、県庁力最大化を図る方向性が示されており、多様な職員がチームの中で持てる力を十分に発揮し、県庁組織として行政需要に的確に対応していけるよう、職員構成の変化にも対応した持続的で代替性のある業務執行体制を確保することが重要である。

(2) 学校における働き方改革の推進

学校における働き方改革の推進は、教員の健康管理および質の高い人材を確保する上で喫緊の課題であり、教育委員会においては、これまでから時間外勤務の縮減と並行して、教員不足の解消に向けた取組も推進されてきた。

しかしながら、令和5年度の県立学校の時間外在校等時間は一人当たり月平均 37.1 時間と、令和4年度と同様に長時間におよんでおり、依然として長時間労働の解消には至っていない。令和4年に教育委員会が実施した全校種の教職員を対象としたアンケートによると、時間外在校等時間に行っている用務は、授業準備や校務分掌業務、部活動指導の割合が多く、そのほか生徒指導や学校内での会議等となっている。

教育委員会においては、教員が教育活動に専念できる状況を実現できるよう、昨年3月に策定された「学校における働き方改革取組計画」に基づき、引き続き学校教務の見直しや部活動の負担軽減に向けた実効性のある取組を推進する必要がある。

加えて、長時間労働の解消のためには、教員個人の努力や意識改革だけでは難しく、引き続き校長をはじめとした管理職員が休憩時間の付与を含め適切に業務や勤務時間の管理を行い、長時間労働になりがちな教員の働き方を変えていくことが求められており、教育委員会においては、引き続き職場改善に十分な労力を割けない状況にある学校の管理職員をサポートする取組を推進するなど、教員の労働環境の改善が継続的に行われる仕組みを拡充していく必要がある。

さらに、全国的にも教員数の確保が困難な状況の中、本県においても慢性的に必要な教員数を確保できない状況が続いており、教員の負担が大きくなっている。教育委員会においては、引き続き適切な教員数の確保に向けた取組を進めていく必要がある。

また、人的資源には制約がある中で、教員としての使命感や熱意から求められる役割に精一杯応えようとする中で業務の見直しが進まない側面も考えられる。学校においても、教員だけでなく事務職員や教員業務支援員等が一体となって、連携・協働していく必要がある。

あわせて、適切な労働環境の下で学校運営が行われるよう、学校運営協議会等の場も活用し、保護者や地域住民も含めた多様な視点から学校における働き方改革を議論し、保護者等の理解や協力を得て進めていくことも重要な取組である。

なお、本年8月には、中央教育審議会答申において、「学校における働き方改革の更なる加速化」「学校の指導運営体制の充実」「教師の処遇改善」を一体的、総合的に推進する必要性が示されたところであり、本県においても、国の動向について注視し、必要な措置を適切に講じていくことが求められる。

(3) 仕事と家庭生活の両立支援の推進

仕事と家庭生活の両立支援は、次世代の育成や女性活躍の推進の観点からも重要な取組であり、本県では、特定事業主行動計画に基づき、職員が働きやすいと実感できる県庁の実現を目指して取り組まれている。

知事部局においては、知事による「男性職員の育児休業 100%宣言」のもと、育児休業取得促進に向けた職員との対話（総対話行動）を実施するなど、各所属内で育児休業取得に対する理解等が進んだことから、昨年度の育児休業を希望する男性職員の育児休業取得率 100%が達成された。しかしながら、育児休業を取得した女性職員の9割超が6月を上回る取得期間であったことに対し、男性職員の8割超が6月以下の取得期間であった。

任命権者においては、男性職員の家事・育児へのさらなる参画を促進するため、男性職員の育児休業の長期取得など、希望する全ての職員が気兼ねなく休暇や休業を取得できるよう、引き続き人員配置にも配慮した職場環境の整備を推進する必要がある。

さらに、人事院は本年の「公務員人事管理に関する報告」において、育児・介護休業法等の一部改正法の内容も踏まえ、国家公務員についても、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充や、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化のための措置の実現を図ることに言及している。本県においても、育児・介護休業法や地方公務員の育児休業等に関する法律改正等を踏まえ、適切な措置を講じる必要がある。

加えて、仕事と家庭生活を両立し、働き続けることができる勤務環境を充実させるため、職員が抱える様々な事情や職場の実態を踏まえ、本県における子育て支援のための制度について研究する必要がある。

(4) 職員の健康確保

本県では、職員の健康を第一に考え、身体健康や心の健康も合わせた総合的でバランスの取れた健康づくりの実現に取り組まれてきたが、昨年度に精神疾患により 30 日以上勤務を離れて療養した職員は知事部局で 80 人と高止まりの状況が続いており、そのうち新たに療養を開始したものは 44 人と令和 4 年度に比べ 12 人も増加している。

メンタルヘルス不調は人材の損失にもつながる重大な課題であり、管理職員においては職員の健康確保に関して安全配慮義務を負うことを自覚するとともに、周囲の職員も互いに普段と異なる様子を生じていないか気を付けるなど、職場全体で早期に対応することが重要である。

また、職員の健康確保のためには、睡眠時間を含む生活時間の確保も重要となることから、国家公務員においては本年 4 月から 11 時間を目安として勤務間インターバルを確保することが努力義務とされた。

知事部局においては、平成 30 年度から勤務間インターバルの確保に向けた取組が実施され、午後 10 時以降の時間外勤務を原則として禁止するとともに、やむを得ず時間外勤務をした場合には、翌日に遅出勤務を可能とすることにより勤務間インターバルの確保に配慮することとされている。その確保状況を適切に把握するとともに、効果的に活用されるよう、取組を推進していく必要がある。

(5) ハラスメントの防止

職場におけるハラスメントは、職員の尊厳を侵害し勤労意欲を減退させるばかりか、職場の秩序を乱し、県政の効率的な運営を妨げる重大な問題である。

昨年度、知事部局において実施されたアンケートによると、「ハラスメントを受けていると感じる」と答えた職員が 9.9%あり、本委員会が実施している職員からの苦情相談においてもハラスメント関連の相談割合は高く、昨年度は全体の 47.6%を占めている。

ハラスメントを防止するためには、日頃の挨拶やこまめな声掛け等により良好な人間関係を構築するとともに、各種ハラスメントの防止等に関する指針の内容を管理職員だけでなく全ての職員が正しく理解し、互いの意見や立場を尊重して行動することが重要である。引き続き相談窓口の周知やさらなる充実に努めるとともに、相談しやすい雰囲気醸成やハラスメントを起こさない職場環境の確立が必要である。

さらに、昨年度から実施されている「上司へのマネジメント・フィードバック」では、フィードバックを受けた上司の 75.6%が「自身の行動を変えるつもりがある」と回答している。ハラスメント防止の観点から、上司が自分自身について客観的に「気づき」を得ることで、自らの行動変容を促し、より良好な職場内のコミュニケーション形成に繋げることは重要である。

カスタマーハラスメントについては、公務においても、行政サービスの利用者等からの言動もハラスメントになり得るものと認識し、暴行、脅迫、ひどい暴言、著しく不当な要求等の著しい迷惑行為に対しては毅然とした対応が求められ、組織として、職員を守る取組が必要となる。

知事部局においては、本年 8 月に試行的に名字のみの名札の着用が可能となるなど、取組がされたところであるが、引き続きそれぞれの職場の様々な実態に応じた柔軟な対策に取り組む必要がある。

4 公務員倫理の徹底

職員は、県民全体の奉仕者として、自らの行為が県政に対する県民の信頼に影響を与えることを強く認識し、法令を遵守することはもちろんのこと、高い倫理観を持って公務を遂行しなければならない。

特に管理職員は、その立場を自覚し、率先垂範して厳正な態度を示すとともに、部下職員に対する指導監督に努めるべきである。

公務員倫理の徹底について、繰り返し求めてきたところであるが、本年においても、わいせつ行為やパワーハラスメントなどによる職員の懲戒処分事案が発生していることは極めて遺憾である。

任命権者においては、「滋賀県職員倫理規程」や「滋賀県職員コンプライアンス指針」等を策定し、職員としての判断や行動のあり方を示すとともに、チェックシートを活用した自己点検などによる規範意識の向上、研修や折々の通知による綱紀粛正が図られてきたところであり、今後も引き続き再発防止に取り組む必要がある。

しかしながら、依然として不祥事が後を絶たないことから、懲戒処分事案等について自分とは何の関係もないことだとするのではなく、全ての職員が自分事として己を省みる真摯な姿勢が求められる。

本委員会としては、職員一人一人が相互に注意を喚起し、高い倫理観と使命感を持ってその職務に精励することを切に望むものである。

Ⅲ 給与勧告実施の要請

人事委員会の給与勧告制度は、公務員が労働基本権を制約されていることに対する代償措置として設けられたものであり、職員に対し、社会一般の情勢に適応した給与を実現する機能を有するものである。

本委員会は、本年の給与勧告に当たり、様々な角度から慎重に検討を重ねた結果、民間給与との較差を解消するための月例給および特別給の引上げを行うとともに、国に準じて給与制度のアップデートを実施する内容の勧告としたところである。

県議会および知事におかれては、人事委員会の給与勧告制度の果たす役割に深い理解を示され、職員の適正な処遇が確保されるよう要請する。

別記第 2

勸告

本委員会は、別記第 1 における報告および諸資料に基づき、職員の給与について、次のように措置することを勧告する。

1 改定の内容

(1) 給料表

給料表については、別表第 1 のとおり改定すること。

※別表省略

(2) 諸手当

ア 医師および歯科医師に対する初任給調整手当については、人事院が国家公務員について行った勧告に準じて改定すること。

イ 期末手当および勤勉手当については、次のとおり改定すること。

(ア) 令和 6 年 12 月期の支給割合

a b および c 以外の職員

期末手当の支給割合を 1.275 月分とし、勤勉手当の支給割合を 1.075 月分とすること。定年前再任用短時間勤務職員については、期末手当の支給割合を 0.7125 月分とし、勤勉手当の支給割合を 0.5125 月分とすること。

b 特定幹部職員

期末手当の支給割合を 1.075 月分とし、勤勉手当の支給割合を 1.275 月分とすること。定年前再任用短時間勤務職員については、期末手当の支給割合を 0.6125 月分とし、勤勉手当の支給割合を 0.6125 月分とすること。

c 特定任期付職員または任期付研究員

期末手当の支給割合を 1.75 月分とすること。

(イ) 令和 7 年 6 月期以降の支給割合

a b および c 以外の職員

6 月および 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 1.25 月分とし、6 月および 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 1.05 月分とすること。定年前再任用短時間勤務職員については、6 月および 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 0.7 月分とし、6 月および 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 0.5 月分とすること。

b 特定幹部職員

6 月および 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 1.05 月分とし、6 月および 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 1.25 月分とすること。定年前再任用短時間勤務職員については、6 月および 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 0.6 月分とし、6 月および 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 0.6 月分とすること。

c 任期付研究員

6 月および 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 1.725 月分とすること。

2 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備のための給与改定

(1) 給料表および昇給制度

1 の (1) による改定後の給料表について、別表第 2 のとおり改定し、(2) イ (ア) の地域手当の改定を踏まえ、給料月額額は改定後の給料表の額に 100 分の 101.7030 を乗じて得た額とすること。（東京都特別区の区域に在勤する職員および医療職給料表 (1) の適用を受ける職員を除く。）

なお、令和 7 年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）の前日から引き続き在職する職員であって同日においてその者が属していた職務の級が別表第 3 に掲げられているものの切替日における号給（以下「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級および受けていた号給（以下「旧号給」という。）に応じて別表第 3 に定める号給とすること。

また、昇給制度については、昇給区分上の特定職員の範囲や、昇給させる場合の昇給の号給数に関して、人事院が国家公務員について行った勧告に準じて改めること。

(2) 諸手当

ア 扶養手当については、人事院が国家公務員について行った勧告に準じて改めること。

イ 地域手当については、次のとおり改定すること。（医療職給料表 (1) の適用を受ける職員を除く。）

(ア) 次に掲げる級地の区分に応じ、次に定める割合とすること。

- (イ) 地域手当の改定等に伴い、所要の措置を講ずること。
- ウ 通勤手当については、人事院が国家公務員について行った勧告に準じて、次のとおり改めること。
 - (ア) 1 箇月当たりの交通機関等に係る通勤手当の額、交通用具に係る通勤手当の額および新幹線鉄道等に係る通勤手当の額を合算した額の限度を150,000円とすること。
 - (イ) 新幹線鉄道等に係る通勤手当の要件のうち、対象とする新幹線鉄道等の利用を、人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものに限る取扱いを廃止すること。
- エ 単身赴任手当については、人事院が国家公務員について行った勧告に準じて改定すること。
- オ 管理職員特別勤務手当については、人事院が国家公務員について行った勧告に準じて改定すること。
- カ 特定任期付職員のボーナス制度については、人事院が国家公務員について行った勧告に準じて改めること。
- キ 定年前再任用短時間勤務職員および暫定再任用職員の諸手当については、人事院が国家公務員について行った勧告に準じて改めること。

2 改定の実施時期等

(1) 改定の時期

この改定は、令和6年4月1日から実施すること。ただし、1(2)イ(ア)については同年12月1日から、1(2)イ(イ)および2については令和7年4月1日から実施すること。

(2) 経過措置

2(2)アについて、令和8年3月31日までの間、人事院が国家公務員について行った勧告に準じて経過措置を講ずること。

2 給与改定の概要

令和6年10月17日に本委員会が行った「職員の給与等に関する報告および勧告」に基づき、滋賀県職員等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例案、滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案が、令和6年11月定例県議会に提案され、同年12月20日に可決成立し、同月27日に公布された。

また、「社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）」に関しては、滋賀県職員等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例案が、令和7年2月定例県議会に提案され、同年3月19日に可決成立し、同月26日に公布された。

なお、これらの内容は以下のとおりである。

(1) 改定の内容

① 給料表の改正

ア 令和6年4月の公民較差を解消するため、全ての給料表について給料月額を引上げ

イ 職務や職責をより重視した給料表へ見直し

② 昇給区分の改正

医療職給料表(2)7級である職員および福祉職給料表6級である職員について、その者の勤務成績が標準である場合の昇給の号給数を3号給とする。また、行政職給料表8級以上である職員等について、その者の勤務成績が標準である場合には昇給を行わない

③ 諸手当の改正

ア 期末手当および勤勉手当

(ア) 一般職の職員および会計年度任用職員の期末手当、勤勉手当の支給月数をそれぞれ0.05月分引上げ

(イ) 再任用職員の期末手当、勤勉手当の支給月数をそれぞれ0.025月分引上げ

※ 令和7年6月期以降は、(ア)および(イ)の改定を6月期と12月期で平準化

イ 初任給調整手当

医師および歯科医師の手当額の上限を416,600円に引上げ

ウ 扶養手当

配偶者に係る扶養手当を廃止し、子に係る扶養手当の月額を13,000円に引上げ（2年間で段階的に実施）

エ 地域手当

県内の支給割合を見直し（県内一律7.5%→5.7%）

オ 通勤手当

1箇月当たりの通勤手当の支給限度額（150,000円）を設けるとともに、新幹線鉄道等に係る特別料金等を支給限度額の範囲内で全額支給

カ 単身赴任手当

採用に伴い単身赴任となる職員に支給（現在は異動等に伴う場合のみ）

キ 管理職員特別勤務手当

平日深夜の支給対象時間帯を拡大（午前0時～5時→午後10時～午前5時）

ク 定年前再任用短時間勤務職員の諸手当

地域手当の特例を適用するとともに、住居手当、特勤勤務手当および特勤勤務手当に準ずる手当を支給

ケ 特定任期付職員

特定任期付職員業績手当を廃止し、期末手当に加えて勤勉手当を支給。令和7年6月期以降の期末手当の支給割合を100分の95とし、勤勉手当の支給割合を100分の87.5とする

(2) 実施時期

① 令和6年4月1日：（1）①ア、②

② 令和6年12月1日：（1）③ア

② 令和7年4月1日：（1）①イ、③イ～ケ

3 給与に関する承認

人事委員会規則等の規定により、職員の初任給の決定等あらかじめ人事委員会の承認を得ることが必要とされている事項について、任命権者からの申請に対して次のとおり承認した。

任命権者 承認区分	知事部局	教育委員会	警察本部
給料	42 件	7 件	4 件
諸手当	0 件	4 件	0 件

第4 勤務時間その他の勤務条件等

1 職員の週休日および勤務時間の割振り等の特例

職務の特殊性または当該公署の特殊の必要により、「滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例」等の規定に基づき、職員の週休日および勤務時間の割振り等について別段の定めをすることについて、任命権者から人事委員会に協議があり、人事委員会が承認しているものは次のとおりである。

(令和7年3月31日現在)

○滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例第4条第2項ただし書の規定によるもの

(職務の特殊性または当該公署の特殊の必要により、4週間ごとの期間につき8日の週休日を設けることが困難な場合)

所 属 名		対象職員	内 容
知事部局	食肉衛生検査所	獣医師	週休日の特例（変則勤務による4週6休）
警察本部	警察署	警察官	週休日の特例（変則勤務による4週9休または7休）

○職員の勤務時間、休日および休暇に関する規則第10条の規定に基づくもの

(業務もしくは勤務条件の特殊性または地域的もしくは季節的事情により、規則第2条、第3条、第8条の2第1項および第3項ならびに第9条第1項から第5項までの規定によると、能率を甚だしく阻害し、または職員の健康もしくは安全に有害な影響を及ぼす場合)

所 属 名		対象職員	内 容
教育委員会	びわ湖フローティングスクール	教 員	勤務時間の割振りの特例（学習航海による22時間連続勤務）
	県立学校および市町立小・中学校	教員等	週休日の振替等および休日勤務時間の振替の特例（振替対象期間の延長）
警察本部	本部および警察署	警察官	休日勤務時間の振替の特例（休日に割り振られた正規の勤務時間のうち一部について振替を行う）

第5 懲戒処分関係

1 懲戒処分の状況

当委員会に通知のあった懲戒処分は、次のとおりである。

処 分 者	処 分 の 種 類	処 分 年 月 日
知 事	停 職	令 和 6 年 5 月 24 日
教 育 委 員 会	停 職	令 和 6 年 7 月 26 日
知 事	減 給	令 和 6 年 9 月 19 日
知 事	戒 告	令 和 6 年 9 月 19 日
警 察 本 部 長	減 給	令 和 6 年 10 月 24 日
警 察 本 部 長	減 給	令 和 6 年 10 月 24 日
警 察 本 部 長	減 給	令 和 6 年 10 月 24 日
教 育 委 員 会	免 職	令 和 6 年 12 月 24 日
教 育 委 員 会	戒 告	令 和 6 年 12 月 24 日
教 育 委 員 会	免 職	令 和 7 年 2 月 7 日
教 育 委 員 会	戒 告	令 和 7 年 2 月 7 日
知 事	免 職	令 和 7 年 2 月 18 日
知 事	減 給	令 和 7 年 2 月 18 日
警 察 本 部 長	停 職	令 和 7 年 3 月 18 日
教 育 委 員 会	減 給	令 和 7 年 3 月 28 日
教 育 委 員 会	停 職	令 和 7 年 3 月 28 日

第6 公平審査関係事務

1 勤務条件に関する措置の要求

勤務条件に関する措置の要求の状況は、次のとおりである。

総括表

区 分	令和5年度末 係属件数	令和6年度			令和6年度末 係属件数
		申立件数	審理等回数	終結件数	
服 務	1 件	0 件	2 件	1 件	0 件
そ の 他	1 件	0 件	4 件	1 件	0 件

2 不利益処分に関する審査請求

不利益処分に関する審査請求の状況は、次のとおりである。

総括表

区 分	令和5年度末 係属件数	令和6年度			令和6年度末 係属件数
		請求等件数	審理等回数	終結件数	
懲 戒 処 分	1 件	1 件	9 回	2 件	0 件
分 限 処 分	0 件	0 件	0 回	0 件	0 件
そ の 他	0 件	1 件	0 回	1 件	0 件

3 職員からの苦情相談

苦情相談の状況は、次のとおりである。

区 分	任用関係	給与関係	勤務条件 服務関係	福利厚生 関 係	セクハラ パワハラ いじめ等	その他	計
相談件数 (件)	2	1	4	0	15	3	25

4 職員団体の登録

人事委員会への職員団体の登録状況は、次のとおりである。また、これらの職員団体から令和6年度中に4件の登録事項の変更の届出があった。

登録年月日	職員団体名	主たる事務所の所在地	設立年月日
(昭26. 5. 12) 昭41. 9. 29	滋賀県公立高等学校 教職員組合	大津市朝日が丘一丁目11-3	地公法附則第13項 労働組合から移行
(昭35. 7. 14) 昭41. 9. 29	滋賀県立膳所高等学校 教職員組合	大津市膳所二丁目11-1 県立膳所高等学校内	昭35. 6. 15
(昭27. 10. 30) 昭41. 9. 29	滋賀県教職員組合	大津市梅林一丁目 滋賀県教育会館内	昭27. 10. 29
昭54. 2. 27	滋賀県職員組合	大津市京町四丁目1-1 滋賀県庁内	昭53. 5. 23
平2. 6. 7	自治労滋賀県職員労働組合	大津市京町四丁目1-1 滋賀県庁内	平2. 5. 31
平17. 8. 4	甲賀広域行政組合 職員労働組合	甲賀市水口町水口6677 甲賀広域行政組合衛生センター内	平16. 4. 3
平28. 5. 20	全滋賀教職員組合	大津市朝日が丘一丁目11-3	平28. 4. 1
平28. 5. 20	滋賀県障害児学校教職員組合	大津市朝日が丘一丁目11-3	平28. 4. 1
令6. 12. 13	IRIS滋賀	愛知県一宮市三条字新21-6	令6. 11. 17

注 ()内の年月日は、昭和40年の地方公務員法の一部改正前の同法の規定に基づく登録年月日である。

5 管理職員等の範囲の指定

人事委員会規則により、管理職員等の範囲を次のとおり定めている。

(1) 本 庁

(令和7年3月31日現在)

機 関	職
議会事務局	局長、次長、課長、参事、総括補佐、総務課の課長補佐、主幹、係長および副主幹
知事部局 (会計管理局を含む。)	知事公室長、部長、会計管理者、会計管理局長、理事、防災危機管理監、コンプライアンス推進監、次長、管理監、技監、防災危機管理局長、国スポ・障スポ大会局長、観光振興局長、ここ滋賀推進監、流域政策局長、課長、主席参事、副局长、地域防災危機管理監、危機管理室長、防災対策室長、原子力防災室長、主席企画員、県民情報室長、びわこボートレース局長、美の魅力発信推進室長、文化財活用推進・新文化館開設準備室長、総務企画室長、競技力向上対策室長、廃棄物対策室長、観光企画室長、農業団体指導検査室長、地域農業戦略室長、食のブランド推進室長、みどりの食料戦略室長、農業基盤管理推進室長、交通安全対策室長、広域河川政策室長、流域治水政策室長、河川・港湾室長、水源地域対策室長、参事、副地域防災危機管理監、広域政策推進室長、旅券室長、県民活動・協働推進室長、地域DX連携推進室長、財産活用推進室長、交流推進室長、広報・県民運動室長、競技運営室長、施設調整室長、食の安全推進室長、産業ひとづくり推進室長、シガリズム推進室長、ビワイチ推進室長、近江牛流通対策室長、地域資源活用推進室長、用地対策室長、高速・幹線道路推進室長、建築指導室長、砂防室長、総括補佐、人事または服務を所掌する課長補佐、副参事および室長補佐、秘書課の課長補佐、副参事、専門幹、主幹および副主幹、人事課の課長補佐、副参事、専門幹、主幹、係長、副主幹、主査、主任主事、主事および会計年度任用職員、行政経営推進課の課長補佐、副参事、専門幹、主幹、係長、副主幹、主査、主任主事、主事および会計年度任用職員（歳入確保対策の推進に係る事務を所掌するものを除く。）、財政課の課長補佐、副参事、専門幹、主幹、係長および副主幹（財政企画または予算に係る事務を所掌するものに限る。）、総務事務・厚生課の課長補佐、副参事、専門幹、主幹、係長および副主幹（職員の福利および厚生に係る事務を所掌するものに限る。）、会計課の課長補佐（主として地方行政機関またはその他機関の支出の審査および確認に係る事務を所掌するものに限る。）、マーケティングマネージャー
	理事、教育次長、管理監、課長、主席参事、室長、所長、参事、総括補佐、人事または服務を所掌する課長補佐、副参事および室長補佐、教育総務課の課長補佐、副参事、専門幹、主幹、係長、副主幹、主査、主任主事、主事および会計年度任用職員（職員の任免、分限、懲戒、給与および服務に係る事務を所掌するものに限る。）、教職員課（健康福利室を除く。）の課長補佐、副参事、専門幹、主幹、係長、副主幹、主査、人事主事、主任主事、主事および会計年度任用職員、健康福利室の副参事、室長補佐、専門幹、主幹、係長および副主幹（職員の福利および厚生に係る事務を所掌するものに限る。）、
選挙管理委員会事務局	事務局長、事務局次長
人事委員会事務局	局長、次長、参事、副参事、専門幹、主幹、係長、副主幹、主査、主任主事、主事、会計年度任用職員
監査委員事務局	局長、次長、参事、人事または服務を所掌する副参事
労働委員会事務局	局長、次長
収用委員会事務局	局長、副参事
琵琶湖海区漁業調整委員会事務局	事務局長
内水面漁場管理委員会事務局	事務局長

(2) 出先機関

機 関	職
全 て の 出 先 機 関	主席参事、参事
消 費 生 活 セ ン タ ー	所長、次長
県 税 事 務 所	所長、次長、課長
自 動 車 税 事 務 所	所長、次長、課長
環 境 事 務 所	所長、次長
森 林 整 備 事 務 所	所長、次長、支所長
健 康 福 祉 事 務 所	所長、次長
保 健 健 所	所長、次長
精 神 保 健 福 祉 セ ン タ ー	所長、副所長
食 肉 衛 生 検 査 所	所長、次長
動 物 保 護 管 理 セ ン タ ー	所長、次長
子 ども 家 庭 相 談 セ ン タ ー	所長、次長
計 量 検 定 所	所長、次長
農 業 農 村 振 興 事 務 所	所長、次長、課長、支所長
病 害 虫 防 除 所	所長、次長
家 畜 保 健 衛 生 所	所長、次長、支所長、家畜検査センター所長
土 木 事 務 所	所長、地域調整監、支所長、次長、支所次長、課長
消 防 学 校	校長、教頭
東 京 本 部	本部長、副本部長、本部長代理
公 文 書 館	館長、副館長
政 策 研 修 セ ン タ ー	所長、次長
美 術 館	館長、副館長、総括学芸員、課長
埋 蔵 文 化 財 セ ン タ ー	所長
琵琶湖文化館	館長、副館長
琵琶湖環境科学研究センター	所長、次長、部長、部門長、副部門長、総括研究員
琵琶湖博物館	館長、副館長、上席総括学芸員、部長、課長、総括学芸員
流 域 下 水 道 事 務 所	所長、次長
平 和 祈 念 館	所長
衛 生 科 学 セ ン タ ー	所長、副所長、次長
淡 海 学 園	園長、次長
近 江 学 園	園長、副園長、次長
総 合 保 健 専 門 学 校	校長、次長
看 護 専 門 学 校	校長、次長
リハビリテーションセンター	所長、次長
工 業 技 術 総 合 セ ン タ ー	所長、次長、信楽窯業技術試験場長
東 北 部 工 業 技 術 セ ン タ ー	所長、次長
高 等 技 術 専 門 校	校長、校長代理、副校長
男 女 共 同 参 画 セ ン タ ー	所長、次長
こ こ 滋 賀	所長、副所長
農 業 技 術 振 興 セ ン タ ー	所長、次長、農業大学校長、部長、研究企画室長、茶業指導所長、農業大学校副校長、室長補佐
畜 産 技 術 振 興 セ ン タ ー	所長、次長
水 産 試 験 場	場長、次長
交 通 事 故 相 談 所	所長
北 川 水 源 地 域 振 興 事 務 所	所長、次長
中 学 校	校長、副校長、教頭、事務長
高 等 学 校	校長、副校長、教頭、事務長
特 別 支 援 学 校	校長、副校長、教頭、事務長
総 合 教 育 セ ン タ ー	所長、次長
びわ湖フローティングスクール	所長
図 書 館	館長、副館長、課長、所長

6 公平審査事務の受託

地方公務員法第7条第4項の規定に基づく、一部事務組合の公平委員会の事務の受託の状況は、次のとおりである。

受託団体名	所在地	受託年月日
公立甲賀病院組合	甲賀市水口町松尾1256	昭36. 4. 1
滋賀県市町村職員退職手当組合	大津市松本1-2-1 滋賀県町村会内	昭37. 6. 1
湖北広域行政事務センター	長浜市八幡中山町200	昭40. 9. 1
滋賀県市町村議会議員公務災害補償等組合	大津市松本1-2-1 滋賀県町村議会議長会内	昭44. 5. 1
甲賀広域行政組合	甲賀市水口町水口6218	昭49. 1. 14
彦根市犬上郡営林組合	犬上郡多賀町富之尾1586-4	昭49. 5. 1
湖東広域衛生管理組合	犬上郡豊郷町大字八町500	昭50. 2. 3
愛知郡広域行政組合	東近江市小八木町16	昭50. 5. 1
滋賀県市町村職員研修センター	大津市におの浜一丁目1-20	平14. 5. 20

第7 労働基準監督機関の職権行使

1 適用事業所と労働基準監督機関

地方公務員法第58条第5項の規定により、労働基準法別表第1第11号、第12号および一般官公署に該当する県の事業所(170)については、人事委員会が労働基準監督機関としての職権を行使することとなっている。また、事業所の新設・改廃があった場合における同法別表第1の適用号別等については、本委員会と滋賀労働局が協議し決定している。令和7年3月31日現在の号別区分と労働基準監督機関は、次のとおりである。

労働基準法の号別等。	該 当 事 業 所	労働基準監督機関
3 号	各土木事務所（長浜土木事務所木之本支所を除く。）（7）、長浜土木事務所木之本支所、各流域下水道事務所（2）、北川水源地域振興事務所 11	労働基準監督署
13号	各健康福祉事務所（各保健所）（6）、精神保健福祉センター、中央子ども家庭相談センター保護係および女性相談係、彦根子ども家庭相談センター保護係、大津・高島子ども家庭相談センター保護係、日野子ども家庭相談センター保護係、リハビリテーションセンター、淡海学園、近江学園、盲・聾話・野洲養護学校寄宿舎 15	
14号	びわこボートレース局 1	
15号	動物保護管理センター 1	
12号	本庁薬務課薬業振興係、食肉衛生検査所、政策研修センター、美術館、消防学校、琵琶湖環境科学研究センター、琵琶湖博物館、衛生科学センター、総合保健専門学校、看護専門学校、平和祈念館、工業技術総合センター（信楽窯業技術試験場を除く。）、工業技術総合センター信楽窯業技術試験場、東北部工業技術センター（機械システム係および金属材料係を除く。）、東北部工業技術センター機械システム係および金属材料係、高等技術専門校（草津校舎を除く。）、高等技術専門校草津校舎、農業技術振興センター、畜産技術振興センター、水産試験場、埋蔵文化財センター、琵琶湖文化館、総合教育センター、びわ湖フローティングスクール、図書館、各中学校（3）、各高等学校（45）、各特別支援学校（寄宿舎を除く。）（16）、警察学校 90	人事委員会
一般官公署	本庁（総務事務・厚生課各総務経理係、びわこボートレース局、文化芸術振興課美の魅力発信推進室、びわ湖材流通推進課普及指導係、薬務課薬業振興係および会計課各地域会計係を除く。）、総務事務・厚生課各総務経理係（6）、文化芸術振興課美の魅力発信推進室、びわ湖材流通推進課普及指導係、会計課各地域会計係（6）、各環境事務所（6）、西部県税事務所（高島納税課を除く。）、西部県税事務所高島納税課、南部県税事務所、中部県税事務所（甲賀納税課を除く。）、中部県税事務所甲賀納税課、東北部県税事務所（湖東納税課を除く。）、東北部県税事務所湖東納税課、自動車税事務所、消費生活センター、西部・南部森林整備事務所（高島支所を除く。）、西部・南部森林整備事務所高島支所、各森林整備事務所（西部・南部森林整備事務所を除く。）（3）、各子ども家庭相談センター（中央子ども家庭相談センター保護係および女性相談係、彦根子ども家庭相談センター保護係、大津・高島子ども家庭相談センター保護係、日野子ども家庭相談センター保護係を除く。）（4）、計量検定所、各農業農村振興事務所（6）、病虫害防除所、家畜保健衛生所、東京本部、公文書館、男女共同参画センター、ここ滋賀、交通事故相談所、議会事務局、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査委員事務局、労働委員会事務局、警察本部、機動警察隊、科学捜査研究所、運転免許課、交通機動隊、高速道路交通警察隊、機動隊、各警察署（12）、収用委員会事務局、琵琶湖海区漁業調整委員会事務局、内水面漁場管理委員会事務局 80	
1 号	企業庁浄水課（馬淵浄水場および水口浄水場を除く。）、馬淵浄水場、水口浄水場 3	労働基準監督署
13号	病院事業庁（小児保健医療センターおよび精神医療センターを除く。）、病院事業庁小児保健医療センター、病院事業庁精神医療センター 3	
一般官公署	企業庁（浄水課を除く。） 1	

合計 205（人事委 170、労基署 35）

備考1 「一般官公署」とは、労働基準法別表第1に掲げる事業以外の事業を行う官公署をいいます。

2 企業庁および病院事業庁は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「地公企法」という。）第39条第1項および地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号。以下「地公労法」という。）第17条第1項の規定により地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。）第58条第5項の適用が除外されているため、労働基準監督署の所掌となっている。

3 人事委員会が所掌する事業所であっても、地公労法附則第5項および地公企法第39条第1項の規定により地公法第58条第5項の適用が除外される単純労務職員（現業職員）および地公法第4条第2項の規定により地公法の適用を受けない特別職の職員については、労働基準監督署の所掌となっている。

2 職権行使の状況

令和6年度における労働基準監督事項についての指導および監督の状況は、次のとおりである。

(1) 事業所調査

令和7年2月および3月に、5事業所を訪問し労働基準監督上の次の事項について実態調査（実地調査）を実施した。併せて、3所属に対し時間外勤務の実態調査（ヒアリング）を実施した。

①主たる事業内容、②勤務時間・休憩、③時間外勤務の状況、④年次有給休暇の取得状況、⑤産前・産後休暇、育児休業、育児時間、生理休暇、介護休暇・介護時間の状況、⑥育児・介護を行う職員の時間外勤務・深夜勤務の制限の請求状況、⑦妊娠中の女性職員等の勤務軽減等の状況、⑧宿日直勤務の状況、⑨施設および設備、⑩安全衛生管理体制、⑪健康診断、⑫事故および労働災害、⑬安全管理

また、実地調査を行わない158事業所（兼務・併任のみの事業所を除く）を対象に、次の項目について書面による調査を実施した。

①時間外勤務の実績、②長時間労働者への医師による面接指導の状況、③宿日直勤務の状況、④安全衛生管理体制、⑤事故および労働災害、⑥安全管理

(2) 時間外・休日労働に関する協定（36協定）の実態調査

人事委員会が所管する労働基準法別表第12号（教育、研究または調査の事業）に該当する事業所のうち、令和5年度において36協定を締結し、人事委員会への届出を行っている89事業所に対し、次の事項について調査を実施した。

- ①1日の時間外勤務における遵守状況
- ②1か月の時間外勤務における遵守状況
- ③1年の時間外勤務における遵守状況
- ④複数月の時間外勤務（2～6か月平均）における遵守状況
- ⑤週休日・休日の勤務における遵守状況

(3) ボイラーおよび第一種圧力容器の検査および設置状況

令和6年度末現在におけるボイラー等の設置事業所は、9か所（ボイラー6基、第一種圧力容器7基）である。令和6年度におけるボイラー等の検査の実施状況および設置状況は、次のとおりである。

ア 検査の実施状況

種 類 検 査 別	ボ イ ラ ー	第 一 種 圧 力 容 器
	6	7

注 落成検査等は、（一社）日本ボイラー協会と業務委託契約を締結し、同協会の協力を得て実施している。

イ 設置状況

（令和7年3月31日現在）

事 業 所 名	種 類		有 効 期 間	備 考
	ボイラー	一 圧		
消 防 学 校		2	令6. 7. 1～令7. 6. 30	
びわ湖材流通推進課 普及指導係		1	令元. 4. 1～令3. 3. 31	休止中
農業技術振興センター	1		令6. 7. 1～令7. 6. 30	
瀬田工業高等学校		1	平8. 12. 1～平9. 11. 30	休止中
長浜農業高等学校		2	令6. 4. 1～令7. 3. 31	一機休止中
八日市南高等学校		1	令6. 7. 1～令7. 6. 30	
聾 話 学 校	1		令6. 8. 28～令7. 8. 27	
北大津養護学校	1		令6. 9. 1～令7. 8. 31	
三雲養護学校	3		令6. 5. 1～令7. 4. 30	
9 事 業 所	6	7		

人事委員会年報（令和 6 年度）

発行年月	令和 7 年 10 月
編集・発行	滋賀県人事委員会事務局
所在地	大津市京町四丁目 1－1
電話番号	077(528)4453